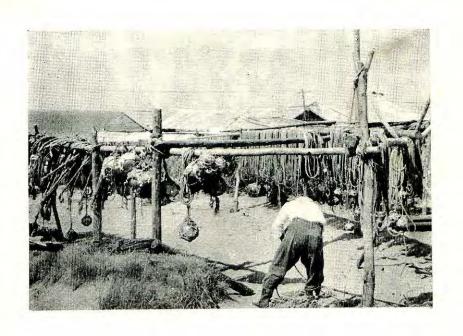
业海道議會時報

特集第二回定例道議会

第 10 卷 第 7 号 昭 和 33 年 7 月



北海道議会事務局

北海道議会時報第10巻第7号(昭和33年第2回定例道議会)

一第7号 目次一

請願・陳情	総合開発調査特別委員会	予算特別委員会	特別委員会	常任委員会	各派交涉会	決議・意見書	本 会 議	第二回定例道議会	議会の動き
	六				雑				숲
	月の メモ		議員の発案権について	地方行政疑義問答集	録		北海道東北六県議会議長会	北海道東北六県議会事務局長会四	合
			~~~~~~~ 表 紙 写	<b>~~~~</b> ~~~. . 真	. د مرمز د مرمز م				
				魚		村			
				北海道議会	事務局撮影	影			

#### 北海道議会時報第10巻第7号(昭和33年第2回定例道議会)

# 第二回定例道議会



① 第二回定例道議会は、六月五日に招集され同日開会、補欠議員の紹同 第二回定例道議会は、六月五日に招集され同日開会、補欠議員の所属変更等を行つた後、故小島議員の追悼演事より提案説明を聴取の後、意見案第一号国鉄貨物運賃割引制度継続事より提案説明を聴取の後、意見案第一号国鉄貨物運賃割引制度継続前期更正予算案をはじめこれに関連する議案五十一件が上程され、知追加更正予算案をはじめこれに関連する議案五十一件が上程され、知道に関連、第二回定例道議会は、六月五日に招集され同日開会、補欠議員の紹

発に行われたが特に上水道財政調整交付金は最後までもみ続け意見調③ 予算特別委員会は十日に設置され、十六日まで各部所管の質疑が活

# 第二回定例道議会に知事から提出のあつた案件

<u>}</u>

議定

積	一二一一時借入金の件	一一・北海道起債議決変更の件	一〇 北海道起債に関する件	九 昭和三十三年皮北海道中小企業設備	八田追加予第一八田追加予第一	t) 昭和三十三年度北海道有林野事業費歳入歳出	六   昭和三十三年度北海道医科大学費歳入歳出追	五一昭和三十三年度北海道転貸資金歳入歳出追	四一子第一四一子第二十三年度北海道林産物検査費農出更正	三一追加予算三一追加予第	二一平等二十三年度北海道恩給基金歲入歲出追	六、 五 一 昭和三十三年度北海道蔵入歳出追加更正予算	
	一 -	同	同	企業設備合理化事	(金戲入歲   同	(歳入歳出) 同	入歲出追一同	歳出追加一同	(歲巴更正   同	(歳入歳出   同	(歳出追加   同	更正予算 / 京、条	

可決された。 講ぜられたいとの意見を委員長報告に折込むこととして原案のとおり 整の結果、支払年限を短縮し可及的に七カ年程度に短縮交付の措置を

六

4 提出案件の処理状況次のとおり

提出者 議 知 計 44 提出案件 六九 六三 可原 Б. Ті. 議承 議同 状 決意 四 況 決申 の 報 み 計 六四 七〇 六

注 提出案件と議決状況の数が符号しないのは一案件が二つの議決を内容とする 議案があつたためである。

議 (社)の各議員を紹介の後、 ついで諸般の報告があつて、 農務委員の杉本議員 次に議長 日程第二 可 同 同 同 同 同 间 同 同 同 司 同 同 门

本

会

〇六月五日 続き開議、 日程第三常任委員の所属変更の件を議題に供し、 補欠議員の議席指定は、議長より指定、 した武田治作(自民)島田清一 より、去る四月二十日執行の上川支庁管内道議会議員補欠選挙に当選 (自民)を建設委員に所属の変更を決定、次に**日程第四補欠議員の常** 日程第一会議録署名議員の指定は議長より指名、 午後二時八分、 荒議長第二回定例道議会の開会を宣

原六

可__

決四

绛

同

间

原六

案

可_

決〇

同

二二		二六			=======================================	=======================================	=======================================	= 0	九	 一 八		一 一 六	i.	五.
北海道税条例の一部を改正する条例制定の件	の件の際開拓奨励資金条例等を廃止する条例制定	おける別未手当の支給に関する条例制定の件北海道学校職員に対する昭和三十三年六月に	する条例制定の件出海道地方警察職員に対する昭和三十三年六北海道地方警察職員に対する昭和三十三年六	期海 未道	部を改正する条例制定の件北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一	作とおります。一般では、一般では、一般である。	例制定の件 北海道議会職員定数条例の一部を改正する条	定の件 北海道職員定数条例の一部を改正する条例制	結に関する件の議決変更の件場の築造に伴う予算外義務負担及び契約の締タ張川総合開発事業のうち二股及び川端えん	<ul><li>補助に関する予算外養務負担の件る被害農業者に対する資金の融通に伴う道費</li><li>昭和三十二年夏の低温等についての天災によ</li></ul>	義務負担の件とる損失補償に関する予算外資金の貸付けによる損失補償に関する予算外資金の融通に伴う転貸る被害農業者に対する資金の融通に伴う転貸	海道労働金庫に対する査金貸付の件	北海道放送株式会社に対する田斉の件	作・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

原六、 案

山.__ 決七

间

同

原六

可二

決四

粱

副

原六

可二

決四

桨

[ii]

原六

可_

決七

案

[n]

同

取の後、提出議案のうち緊急に先議を娶する市側施行に関する議案第 議員(社)を農地開拓委員にそれぞれ選任を決定、次に議長より、前 会付託を省略して原案のとおり可決、次に休会について諮り、明六月 付託、次に日程第七意見案第一号を議題に供し、趣旨弁明並びに委員 がなく、直ちに委員会付託を行うことに決定してこれを総務委員会に 四十八号ないし第五十一号を議題に供し、本件については質疑の通告 で十日間に決定、次に日程第六議案第一号ないし第五十一号、諮問第 あり、次に日程第五会期決定の件を議題に供し、会則を六月十四日ま 議会議員小島巌君(五月二十日逝去)、元道会議員大島寅吉君(六月一 任委員選任の件を議題に供し、武田議員(自民)を農務委員に、島田 六日から七日まで二日間体会することに決し、午後二時三十六分散会 大沢議員(自民)より、小島巌議員(社)の逝去に対して追悼演説が 日逝去)の逝去につき弔詞を贈り哀悼の意を表した旨を報告、ついで 一号、報告第一号及び第二号を議題に供し、知事より、提案説明を聴

#### 說 旨

知

ついてその概要を御説明申し上げます。 只今議題となりました昭和三十三年度北海道歳入歳出追加更正予算案その他に まず最初に予算案についてでありますが、今回は、当初予算後において確定を

について追加計上をいたした次第でありまして、その総額は みた国庫支出金等の特定収入を伴う経費及びその他当面緊急に措置を要する経費

通会計

十四億一千五百三十六万円

别 会 計

四億四百三十九万円 十八億一千九百七十五万円

となるのであります。

以下普通会計の歳出の主なるものから順次説明申し上げます。 まず第一に、国庫支出金その他の特定収入を伴う経費といたしましては、

			1.1	ιτ	٧-			e Ju	, J4. 1	<u> </u>	N1 160	<b>24.</b> 9.	, ,,,		사크 1대
同	同	同	同 ·	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四四   入するの件   四四   公有水面埋立地を瀬棚郡北檜山町の区域に編   同	四三   するの件   四三   公有水面埋立地を厚岸郡厚岸町の区域に編入   同	四二 件 四二 公有水面埋立地を札幌市の区域に編入するの 同	四一 業施行規程制定の件 札幌都市計画豊平地区中の島土地区画整理事 同	四〇 栽焼行規程制定の件 四〇 札幌都市計画西郊地区東八軒土地区画整理事 同	三九の件	三八   制定の件   三八   制定の件   同	三七 選挙人等の費用弁償に関する条例制定の件 同地海道選挙管理委員会の求めにより出頭した	三六 北海道立職業訓練所条例制定の件 同	三五 北海道立内職公共職業補導所条例制定の件 同	三四 定の件 北海道立診療所条例の一部を改正する条例制 同	三三 北海道立手稲向静学園設置条例制定の件   同	三二条例制定の件	三一自動車の交換に関する条例制定の件	三〇件	二九 条例制定の件 二九 米海道立保健所使川料条例の一部を改正する 同

産業経済費関係では、 農山漁村建設総合施設費 小団地開発整備費 森林計画編成費 国立公園費 さけ、ます捕獲事業費 浅海增殖施設費 地下資源開発調査費 島松演習場補償事業費 道営畑地かんがい事業費 開墾建設事業費 ジャージ地域設定費 原採種生産事業費 農地集団化事業費 五百九十二万円 六百七十九万円 四百三十万円 八百十九万円 五百七十八万円 三千百五十万円 二百二十九万円 九百九十万円 一千万円 一億円 一千四百七十三万円 千七百四十六万円 億六千五十一万円

等を見込み

また、土木関係費といたしましては、 災害土木復旧費

五能六千六百十四万円

災害河川改修費 道路災害関連事業費 災害関連事業費 一千二百二十八万円

(減) 四千百十六万円 二千八百七十六万円 一千百三十六万円

港湾災害復旧費

苫小牧土地区画整理事業費 **港湾災害復旧工事受託費** 七百万円

二千二百万円

社会福祉並びに保健衛生関係費といたしましては、 保健所整備計画費 児童厚生施設設置費 三百七十二万円 三千二百五十四万円

更に教育関係費といたしましては、 高等学校営繕費

母子健康センター設置費

四百五十八万円

学校保健法実施費

百九十六万円 三千八十八万円

六	同	同	同	同	同	六	同	同	同	同	同	同	六
=				-		<u>-</u>							五.
五八	Fi.	五六	Ti	五.	五. 三	л. =	五	Ti.	四 九 _	四八	四七	四六	四五
- (る波鉛の運営に関する件 - 造道薬多布厚岸港線における日本道路公団に	算外義務負担及び契約の締結に関する仵夕張川二段発電所の主要機器購入に関する予	意を求めるの件北海道釧路方面公安委員会委員選任につき同	改正する条例制定の件と選挙すべき議員の選挙区及び各選挙区においれ海道議会議員の選挙区及び各選挙区におい	の一部を改正する条例制定の件 北海道議会議員の選挙区の合区に関する条例	工事請負契約の締結に関する件	北海道穏条例の一部を改正する条例制定の件	空知部歌志内町を市とするの件	空知郡砂川町を市とするの件	空知郡滝川町を市とするの件	千歳郡千歳町を市とするの件	北海道建築審査会委員の選任につき同意を求	北海道道の路線認定及び廃止に関する件	するの件 公有水面埋立地を花咲郡歯舞村の区域に編入
同意 議 決	同に契決て負予六 意つ約 は担算、 議いの 原に外 決て締 案つ義一 は結 可い務四	同意 意 議 一 三	[ii]	同	闻	原案可一決四	同	同	同	原案可決九	同意議一決三	同	原朱可决

理科教育振興費

二百三十万円

学校図書館費

百二十三万円

等をそれぞれ計上いたしたのであります。 第二には、特に当面緊急に措置を要する経費といたしまして、

教員保養所火災復旧費

二百七十五万円

一千万円

災害救助費

滝川種畜場火災復旧費

行啓諸費

四百五十万円

一千万円

一千万円

北海道放送株式会社出資金 北海道地下資源株式会社出資金

北海道労働金庫貸付金 中小上水道財政調整交付金

二千六百七万円

八千万円 一千三百万円 六百万円

木材糖化中間工業試験費

中小企業設備合理化事業費会計練出金

一千四十八万円

函館大学設置費補助金 種牡牛並びに種牡馬聯入費 五百九十万円 五百万円

小学校教員增員費 失業対策事業費 警察行政費 七百九十二万円 一千十八万円

四百万円 千三百八十六万円

救援米配分費 国庫返納金

千六百八十一万円

意

見

案

議員から提出のあつた案件

等をそれぞれ計上いたした次第であります。

りますが、これに見合う財源といたしましては、 百三十八万円 一千百五十八万円

以上は、普通会計の歳出予算の主なるものについてその大要を申述べたのであ

分担金及び負担金

使用料及び手数料

寄附金 国庫支出金

繰入金

三千七百九十三万円 八億七千百三十八万円

八百四十二万円

六

提出月日 Ŧî. 番号 に伴う道路管理者の意見決定について 函館市電気軌道湯の川線の延長特許許可申請 件 名 答三、 議 τļı 事

決四

六

諮 問

0 Ш 告の件
昭和三十二年度北海道歳出予算繰越計算書報

逼

同

六

Ŧi.

専決処分報告の作(昭和三十三年度北海道蔵 専決処分報告の件(昭和三十三年度北海道病)

告

提出月日

番号

件

名

議

事

経

過

承認議決

同

報

[i]六 六 提出月日 t Īī. 番号 畑作農産物価格安定に関する要望意見書 北海道稲作再生産確保に関する要望意見書 書の鉄貨物運賃割引制度継続実施に関する意見 件 名 原案可決 原六、 闹 議 事 経 決五 過

5

経

過

越

雑 収越入金

一億二千六百八十七万円

債

十四億一千五百三十六万円 一億二千万円

をもつて収支の均衡を図った次第であります。 次に特別会計についてでありますが

計上いたしましたのは、今回厚生年金保険積立金の還元融資額が決定いたしまし まず、最初に転賃資金会計におきまして二億五百二十万円 たので本資金の趣旨に副い被保険者の福祉向上に寄与いたしますために、

三千五百万円

一億一千九百万円

住宅建設費 病院建設費

産公社に対し設備資金として五千百二十万円を本会計で転貸しようとするもので を関係市町村に対し転貸し更にこの外に近く設立を予定されております北海道畜

ものであります。 繰越金、繰入金等を見合いに計上して、本事業の経営に遺憾なきを則そうとする 次に道有林野事業会計につきましては、造林費及び森林土木費等に充てるため 您六千九百十三万円

次に、道有財産整備資金会計におきまして

九百四十六万円

ŧ

追加計上いたしましたのは、土地売払代等の財源を見合いに財産造成並びに資金

の積立てを行おうとするものであります。

次に、中小企業機械貸付事業費において一千八十二万円

あります。 付金の不足分について一般会計よりの繰入金等を見合いに措置をいたしたもので 追加計上いたしましたのは、道内における市の実施にかかる機械貸付事業資金貸

この外に

医科大学費会計において

恩給基金会計において

七百三十五万円

水産物検査費会計において 百九十二万円

をそれぞれ追加計上いたしておりますが、これらは、いずれも当面の必要経費に

四十九万円

二億三千七百八十万円

請 願 陳 情 を

同

六

操業に関する要望意見書オホーツク海域における、さけ、ます漁業の

同

同

Ŧi.

乳価安定対策に関する要望意見書

同

六

t

ĽŸ

豊産物検査に関する要望意見書

びに審査の結果はつぎのとおり。 第二回定例道議会において各常任委員会に付託された請願 陳情並

請

					•			
号表	561	562	563	564	565	566	567	568
門町地内塗崩川を道費可川こ	格の件	対策事業施行の件失業者多発地域の指定に伴う失	問開発道路新設の件	羽幌朱爾内間開発道路新設の件	河川法準用河川として認定の件北竜村地内美葉牛川及び小豆川	修工事施行の件	幌加内川改良工事実施の件	を 道道に 認定の件 一根加内村地内北母子里旭川間林道
	昇 達網	業 千	- 別  沼	 	を出	- 幌	一	周
走請	- 媚走 ・川郡	歳	田田	幌	電	加		
町願	流域間   斎は町   藤代	山町崎長	青町 陽長 松	渡町長	山村本長	青村 木長		
者	信表	友	太	次	幸	哲		
	吉	냠	郎	息以	司	雄		
員	建	労商	建	同	同	同	间	同
	設	- 動工		同	一同	FET	(E)	==
経   結審 査	審経	同	同	101	IFJ	同	同	同

原六、 案

河一決七

いようにいたした次第であります。つき、繰越金その他の収入を見合いに計上して各会計所期の目的達成に遺憾のな

ます。
次に予算業以外の議案のうち、主なるものについてその概要を御説明申し上げ

上げます。 上げます。

月一日から実施をみた次第であります。その職務内容及び定員構成の状況等を考慮してその一部の定員化をはかり本年四を改正し、従来定員外にありました常勤労務者等のいわゆる定数外職員につき、御承知のように政府におきましては、去る第二十八国会において定員法の一部

における定数の組替えをはかろうとするものであります。措置を講じようとするとともに、職員構成の実態からする吏員とその他職員の間数化することとし、あわせて各種行政委員会の事務局職員につきましても同様の事事務部局の職員につきましては、いわゆる準職員のなかから一、二八四名を定この国における措置に対応し、道におきましても、国からの通達に準拠して知

す, か学校教員において 百七十四名の 定数増加を はかろうとするものでありま込んだものに比べて相等数増加いたしたこと等に伴い教育の円滑なる実施を図る次に、公立小学校の教員定数につきましては、本年度における児童数が当初見

投並びに委員会の常勤の委員等に対し退職手当を支給しようとするものでありま件は地方自治法第二百四条第二項及び第三項の規定により、知事、副知事、出納次に、北海道知事の退職手当に関する条例制定の件についてでありますが、本

陳

するものであります。と狡豫することができる途を開き、これが効率的な運用と経費の節減に資そうとと交換することができる途を開き、これが効率的な運用と経費の節減に資そうとと交換することができる歯動車につき、当分の間、道以外の者が所有する自動車次に、自動車の交換に関する条例制定の件について申し上げます。

な者に対し、学資金を貸付け、もつて有用な人材を育成しようとするものでありは、北海道内の公立高等学校に在学する優秀な生徒で経済的理由により修学困難次に、北海道公立高等学校生徒学資金貸付に関する条例制定の件につきまして

579	578	577	576	575	574	573	572	571	570	569
道幌	す核	昇チ艦	え音	道に	大真	制航	道史	件琴	件道	朱幌
路加二新四	る兵器	格ラ橋 のイ村	の更 件町	に	学駒用内	の空 実自	に頓認別	似町	迫幌	鞠加 内内
新内 設村	持	件ウ地	地	銘	地米	実能調防	定町	敬老	加	川村
の地 件内	込み禁止、	エ内ンイ	内万	木証	と軍し接	調修	の地件内	老会	内旭	を地
朱	禁	ベブ	年	剪	て収	定就関基	小	会館	川川	用十
鞠	屯	ツン 川ベ	橋を		払解 下除	関基す地	頓	建筑	線し改	河三川線
内名寄	核	をウ	を永	機関設置	げ地	るの	別駅前	建築に対	良	認川
寄市	非武	道シ	<b>外</b>	設選	のを 件北	件緊急	前着		工事	定、の浅
崩	装	河並	12	の	海		道路	し補	施行	件瀬
間開発	に関	川びにに	架換	件	学園	動体	を道	助の	行の	坝
幌			音		学		中	##	 /EL	inti
1	員原 会水 事爆	122	目	北 社邦	子校	青母 任親	頓	敬老	/0.	幌
加	事爆	栖	更	昏迷	校法	任親者大		会	Ш	加
背村	務禁 山局止	栗村	神町	業高質	人 上北	会水北	野町	老会館建設	前市	内 青村
木長	- 長北 内 海	林長	田長	易 桑株	原海	海 島道	邑長	孫設 子委	野長	木長
	消			式式	轍園	進			与	
哲	栄 治	曲	柳	市会社	三理	ヒ傭	清	孝会	Ξ	哲
堆	治委	松	助	ėK —	郎萇	サム	美	次	놥	湖
建	総	间	建	林文	同	総	建	) <b>P</b> Í.	同	建
設	_務_		_設_	務教		務		生		設
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	審継
		i								査続

980	979	978	番表文 号
付等対策の件留筋市大火に対する特別交付税交	歌志内町に市制施行の件	砂川町に市制施行の件	件
留,荫	歌志		陳
橋市本長	内 加町 藤長	森町長	情
作	正	利	者
市	婎	雄	
可	同	総	委付
		務	会託
同	同	操	結審
		択_	査果の

ます。

について申し上げます。 次に千歳郡千歳町、空知郡滝川町、同砂川町、同歌志内町の四町を市とする件

本年四月五日法律第五十三号をもつて地方自治法の一部が改正され、本年九月上間による内閣総理大臣との協議も了しましたので、ここに提案をいたしこ項の規定による内閣総理大臣との協議も了しましたので、ここに提案をいたしこ項の規定による内閣総理大臣との協議も了しましたので、ここに提案をいたしこ項の規定による内閣総理大臣との協議も了しましたので、ここに提案をいたした次第であります。

何分よろしく御審議の程をお願い申し上げます。なお詳細につきましては御質問に応じて御答え申し上げたいと存じます。以上提出案件の主なるものについてその概要を申し述べた次第でありますが、

〇六月九日 決算見込み、通勤手当等今後予算措置を要するものに対する財源保留 案可決に決定して、午後零時二十八分休憩、午後二時二十三分再開、 委員会における審査の経過並びに結果について報告の後 確保の見通し、災害土木工事をはじめ保健所整備に多額の起債を見込 方交付税法の一部改正が本道に与える影響、当初見込んだ地方交付税 めに増額する意思がないか、日直、宿直手当復元に対する考え方、地 きいがその原因及びこれに対する考え方、またこれは経済観測の誤り 額、三十二年度当初予算に比し多額の繰越金を生じ決算の伸長率が大 疑に入り、黒松議員(協ク)より、①財政問題特に三十二年度道税の 号、諮問第一号、報告第一号及び第二号を議題に供し、通告の代表質 あらかじめ会議時間を延長の後、日程第二議案第一号ないし第四十七 十八号ないし第五十一号を議題に供し、 によるものではないか、これら繰越金を道路整備等道民福祉向上のた でいるがその見通し、三十三年度の今後における一般追加財源の見 午後零時二十分開議、 諸般の報告の後、日程第一議案第四 森川総務委員長(社)より、 、異議なく原

997	996	995	994	993	991	990	989	988	987	986	985	984	983	982	981
件登強物検査並びに雑穀検査総続の	本道稲作再生産確保の件	白糠高等学校道立移管の件	吸収計画検討の件失業多発地域指定に基く要就業者	野大取締り対策強化の件	の件国鉄貨物運賃割引継続実施方要望	共同集乳組織整備促進の件	北海道総合家畜共進会開催の件	人工授精用種雄牛確保の件	厚岸町所在床潭港の整備促進の件	母子相談員の現行配置存続の件	の件れ幌市零似町住宅建設用地買上げ	建設の件と対する災害公営住宅	者対策の件	事業等実施の件留萠市大火に対する応急失業対策	等対策の件留萠市大火に対する仮設住宅設置
会北 長海	北海	白	長北千 海歳	士	対北策海	連北	同	会北 長海	厚	北		同	同	同	. 留
道	北海道農業	糠	道町	別保健	協道	連 治 会 会 会		直	岸	北海道市長					萠
道農業協同	岡業	青町	地全氏区駐	小所	議国 高会鉄	小長済		高業	岸町	高長	森		-		橋市
橋間	村城会	木長	本留 原部軍	池営	高橋雄之	林業		橋同知	田長	会田長					本長
之合	四長	金	執労	小 池 輝	难 之 一	第 同		雄組合中	利	當	広				作
助央	啟	吾	委組 堆員合	会一長	之 割 助 引	一 合	-	助央	雄	与	吉				市
间	農	林女	労商	厚	勞商	同	同	製	水	厚	同	建	同	労商	厚
	_務_	務教	- 幽工	_生_	<u> </u>			務	進	_生_		設		動工	生
同	採	同	同	同	審維	同	同	採	司	同	同	同	同.	審総	採
	択		<u>'</u>		查続	i		択						查統	択

題特に第二次五カ年計画実施の段階で知事はいかなる意図があつて稲 法の全面施行に伴う性病予防対策及びこれら婦人の更生対策これに関 安定対策特に弱小開拓農協の育成指導方針、②厚生問題特に売春防止 的 二次五カ年計画再検討の考えをもつて開いたかどうか、またこの中間 置を考えているか、③中小上水道財政調整交付金問題特に今回の予算 を浴びるのは 葉報告を発表させたか、また国民経済研究協会の中間報告発表は第二 に関連して準看護婦別科コースの設置に対する考え方、③総合開 事より答弁、次に舟木議員 る基本的考え方に変化をきたしているのでないか等について質疑、 報告は従来の本道の地位が過大評価であつたとしているが知事は政 題特に国民経済研究協会の本道開発公共事業に対する調査報告会は第 各市町村毎の交付金算定の基礎及び交付金決定の時期、④総合開発問 補助打切り後の町村の財政運営はどうか、中小上水道補助金を財政調 カ年間の助成には条例制定の必要はないか、中小上水道事業に対する 措置額は関係市町村と了解点に達した金額か、この種事業に対する十 の指導体制が万全でないが振興計画樹立のための営農指導員増員の 職員の定員増加と所要経費の増加に対する考え方、開拓者 より生産者に大きな影響を与えているがこれにどう対処するか、 業に対する予算を追加計上する意思があるか、寒地農業振 整交付金と名称を変更した理由、交付金額は少いと聞くが知事の見解 五カ年計画の実施上悪影響がないか、 して治療費の減免措置に対する考え方、保健婦、 配慮から発表させたのか、 応急、恒及対策があるか、食糧事務所職員の出張検査拒 乳価事情悪化に対する措置、 いか、また定数化されないで除かれた人の数、②農政問題特に最近 いかなる理由によるか、 (社) より、 知事自身第二次五カ年計画に盛られて 共同販売体制の整備対策、共同集乳事 同報告によれば本道は人口 このように数々の世論の批判 ①中下層開拓不振農家の営農 看護婦の充足対策 振 否 興 圀 Ø 1収容 また 争に ため 発問

508	507	551	516	541	540	番表文 号表書
ニセコ観光道路(俱知安口向)延長の件	区域拡大の件タ張川栗沢えん堤護岸災害復旧並びに砂利採取禁止	岩見沢西高等学校移転新築実現の件	各種学校教員能力検定試験施行に対し道費補助の件	武蔵堆におけるほつけ刺網漁業操業の件	内地底曳鉛の武蔵堆海域操業措置反対の件	件
用	建	同	文教林務 	同	水	委付員
	設		務	ļ	産	会託
同	同	採	不	同	採	結審
 			採			査
i i		択	択		択	果の

2
継続審查
中
Ø
É
Ø

請

願

1,004	1,003	1,002	1,001	1,000	999	998
設置の件三笠市に公共職業補導所又は分室	件三笠市に公共職業安定機関数量の	件に下字莫別地内改修工事施行の一段に下字莫別地内改修工事施行の一条英町地内辺別川郎根内市街地並	川市	張工事施行の件 沼田町地内道道士別沼田線巾員拡	ざ小牧港開発株式会社に対し出資	の件タ張市鹿島地区にし尿消化槽設置
词	Ξ	第五	旭	沼	苫	夕匪
	笠	生産	ЛЦ	田	小牧	市鹿
	魚市	山部	前市	青町	III _{itti}	萬島
	戸長	落	野 _長 与	陽 _長 松	甲艮	連合町
		秀	三三	太	正太	内人
	浩	男	吉	ZES.	部	栄長
同	労商	建	農	建	労商	厚
	伽工	設	務	_設_	働工	_生_
同	同	同	同	同	同	審総
						査続

今回定数外職員の定数化措置を行つたが予算の追加を必要と

事より答弁があつて、午後五時十一分延会。 対策協議会を条例で設置することに対する考え方等について質疑 失業対策及びこれら離職者の自立企業育成に対する指導方策、 問題特に干歳地区を始め米駐留軍基地所在地における駐留軍労務者の 来の基本構想を否定するものでないか、また人口収容と資源の二つの であるといつているが道開発法により策定された第一次五カ年計画以 の場でないとか未開発資源が多く日本のホープということは過大評価 大前提は再検討されるべきであるという考え方に対する見解、④労働 離職者

〇六月十日 第一号ないし第四十七号、 ていないか、③財政問題特に昭和三十二年度決算見込み及び三十三年 の三派幹事長申し合せによる議長のあつせん事項の精神をふみにじつ 任をとつて辞職する者もいると聞いているがどう考えているか、当初 ていないということであるがどうか、町村長の中で同事業の問題の責 思うか、連絡協議会の声明書によれば今回の提案について何も了解し 町村八団体を除外した理由 調整交付金は前議会の三派申し合せによる議長あつせん案と異なつて うか、②中小上水道道費補助打切りの問題特に今回提案の上水道財政 はないか、今後の具体的対策とこのようになつた経過はどうか、また ないか、各町村とも同事業について議会で議決しているがこれをどう べきものと思うが、交付年限を延長しても公約どおり実施する意思が いるが今回の措置は上水道連絡協議会の了解を得たものか、 駐留軍の撤退に伴う航空自衛隊陸上部隊の充足と離職者との関係はど る働きかけが遅れたり離職者多発地域の指定にあやまりがあつたので が遠隔の地で目的が達せられていない状況であるがこれは政府に対す 業対策特に失業者多発地区と指定された干蔵地区の失対事業施行個所 に供し、代表質疑を続行、西野議員(自民)より、 午前十一時三十一分開議、諸般の報告の後、日程第一 諮問第一号、報告第一号及び第二号を議題 本問題は当初の公約どおり道費補助とす ①駐留軍労務者失 また関係

千歳町に市制施行の件	納内村旭川市神居古澤間道路を道道に昇格の件	道道恵比島昭和間整備促進の件	の件 道道夕張鵜川線中穂別市街夕張間道路改良工事施行	釧路村字昆布森地区海岸浸蝕防止対策の件	事施行の件道道増毛、妹背牛線一部道路巾員並びに橋梁拡張工
総	同	同	闸	同	建
務					設

		1	i		7		:	13TL		,			1	1	(
976	959	951	943	940	926	925	869	番表文 号	r <del>-t-</del>	553	552	544	536	519	518
四稚内港及び富磯漁港の簡易工事施行の件	大平洋岸十屯未満鮭鱒流網漁業自由操業の件	武蔵堆海域における内地底曳船入会阻止の件	水産改良普及事業道費予算化の件	   原岸町字湾月町地内に運河並びに干拓実現の件	全面的開放の件 基地産業としてのオホーック海における鮭鱒漁業の	岩細沿岸漁家安定対策の件	業化試験費予算化の件数化試験費予算化の件	件	陳 情	千歳町に市制施行の件	納内村旭川市神居古淳間道路を道道に昇格の件	道道恵比島昭和間整備促進の件	の件道道夕張鵝川線中穂別市街夕張間道路改良工事施行道道夕張鵝川線中穂別市街夕張間道路改良工事施行	釧路村字昆布森地区海岸浸蝕防止対策の件	事施行の件道道増毛、妹背牛線一部道路巾員並びに橋梁拡張工
同	间	间	同	间	同	闻	水	委付		総	同	同	闹	同	建
							産	員 会託	:	務			]		設
							ļ — —								
同	同	间	同	同	同	同	採	結審		同	[6]	同	间	同	採
				1	!		択	査果の							択
·					·		·	<u> </u>		·		·	1	i	

考え方特に本道は他府県に比べて達成率が低いが今後の推進方法はど いで一般質疑に入り、 長の後、 零時四十六分休憩、 といつているが特殊性とは何を指すか等について質疑があつて、 ているが事実かどうか、 同会議で三十三年四月中に実施することを再確認していると報道され いうことはどうか、 ということとこれを行うことが悪いということとは違うと思うがその 及び今後の地方教育委員会に対する指導方針、 教育委員会で反対の意思表示をしている所があるが、これに対する見解 施時期はいつか、また検討中の段階というが何を検討中か、勤務評定 施の諸準備諸条件を考慮して納得の上でやりたいと声明しているが実 は赤字であるから同税は廃止できないと考えてよいか、④教職員の勤 に対する具体的見解、具体的計画を明示しないうちに地方議会、 ければならないが実施しないといい切れるかどうか、教育委員会は実 務評定について特に勤務評定は法律で定められているとおり実施しな 上自動車取得税は撤廃すべきでないか、また水増し黒字が実態で実質 後の財政見通しはどうか、三十二年度で大巾な黒字を見込んでいる以 今後の財政措置を要する義務的経費だけでも五、六億考えられるが以 がどうか、本年度予算に計上した地方交付税、起債は確保できるか、 水増ししたのではないか、不用額がなお一億円余り見込み得ると思う 度予算の見通し、 か 知事、 また知事勧告後の末合併町村に対する総理大臣勧告の考え方に 全国十道府県しか実施していない所がないのにいまだ検討中と または苛斂誅求か、十億余の政策的黒字をつくるために故意に 深山議員(自民)より、 知事、教育委員会委員長より答弁、 教育委員会委員長より答弁があつて、 道税収入が当初より大巾に増えたがこれは見込み違 昨年十二月の東北、 午後二時二十八分再開、 児見山議員 動評を実施する場合本道の特殊性を尊重する ①道職員の勤務評定について特に四 社 より、町村合併促進に対する 北海道教育委員長、教育長合 西野議員より、 あらかじめ会議時間を延 勤務評定がやりにくい 代表質疑を終結、 再質疑三 地方

794	969	963	896	888	864	764	960	932	930	910	907	906	894	889	879
旭川市に精神薄弱児施設設置の件	道道の道路維持修繕費等増額の件	件	奥尻島航路整備促進の件	道道雨竜深川線の一部巾員拡張並びに舗装施行の件	根室管内の農業災害に伴う土木事業実施の件	国土開発縦貫自動車道建設の件	小樽緑陵高等学校体育館等老朽校舎改築促進の件	函館白百合学園校舎改築に対し道費補助の件	道立肢体不自由児学校(仮称)設置の件	民有林地に対し道費補助林道開設の件	北見北斗高校体育館改築の件	の件。出類小学校増築に対し補助金の交付並びに起債許可	喜茂別高等学核(定時制)の独立校舎建設の件	旭川西高等学校に特別教室等増築の件	道立養護学校設置の件
厚生	同	<b>司</b>	同	同	同	建設	冏	闰	同	同	同	间	间	同	文教林務
同	同	同	同	同	同	同	採択	不採択	间	同	同	同	—, 同	同	同

要性を強く要望する意思があるかどうかについて、 協ク)より、水産ふ化事業について特に沿岸漁業資源は年々減少して 関連して貸付対象者を何故公立高校の工業課程に在学する者に限るの 考えているか、倒産寸前の関連中小企業者の救済対策、 か、貸付金月額千五百円は少額でないかどうかについて、 ており更に炭鉱地帯の商工業者への影響も大きいがこれに対しいかに 季炭労スト問題について特に炭労争議は労使ともぼう大な出血 開、諸般の報告の後、一般質疑を続行、杉本議員(自民)より、 会委員長より答弁があつて、午後四時二十四分休憩、 ないか、絹紀粛正に対する知事の決意について質疑 出張で不在であつたがこのような出張の形式は事務的に支障を来たさ 責任者である支庁長及び本庁のとつた措置、 が勤務時間中にマージヤンを行つたことに関連してその真相、 が行われているか、 な人事が行われると思うがこの間どのような措置をとつているのか いることに 関連して これが 拓者の負担軽減措置とその見通し、 るものを二割しか負担せず残りを開拓農民に押しつけているこれら開 ける土壌改良事業について特に同事業が国六割、 し社会状勢の変化により評定方法も変更されると思うがこの間の研究 人事委員会は再勧告の必要を認めているか、最初の勧告後五年間経過 またふ化場の拡充強化と養殖指導所等の設置について国にその必 ②綱紀粛正問題特に先の新聞報道で宗谷支庁職員 ふ化養殖事業の 振興をはかる決意がある ③公立高校生徒学資金貸付条例に 事件当日支庁長、 道四割の措置を要す 松尾議員 午後五時四分再 知事、 ②開拓地にお 川瀬議員( 人事委員 当面の 次長が をだし ①

月上旬大巾な道職員の人事異動があつたがあれはどういう基準でどう 機関を多く持つているにかかわらず評定を行わないのであれば不適正 容が不適当と考えるからか、またこれを尊重しない理由、 委員会が知事に勧告をしているが今までこれを無視している勧告の内 の評価のない一率昇給を何時まで続ける考えか、 いう評定を行つて人事異動をやつたか、 昇給について勤務能力、 二十七年五月道人事 部局、 出先 3

請	更
願	に継続審査さ
	れるもの

Ē

975	942	845	829
滝川町に市制施行の件	作売春防止法施行に伴う保護更正及び職業対策推進の	重	旭川市に精神薄弱児施設設費の件
総	闹	间	同
務			
[i]	採	不	同
	択	採択	

報告第一号及び第二号は、なお慎重審査の必要があると思われるので つて、 ち予算に関連する議案第一号ないし第十六号、第二十号、第二十一号、 たい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、晁議なくそのことに決し、 十七名からなる予算特別委員会を設置し、それらの議案を付託せられ 省略して原案のとおり可決、次に大石議員(社)より、 二十四号ないし第二十六号を問題とし、 手を打つて来たか、 真相はどうか、 通告の質疑は終結、 北日本航空の再建方策特にどのような構想のもとに国 同会社の増資対策等について質疑、 再建の主柱である千歳 ついで日程第一のうち緊急を要する議案第 本件は異議なく委員会付託を 羽田の定期航路開設の 知事より答弁があ 日程第一のう に対して

.次の委員の選任を決定して関係議案を付託した。 (自民) 木 侃

社 社

社

(社)

往)

社)

社 社

佐々木 瓶 (自民) (協ク)

(自民)

(協ク)

田 (自民)

(自民 (自民)

(自民)

号ないし第五十七号を議題に供し、 三十四号は厚生委員会に、議案第三十八号、 次に議案第十 し第四十五号は総務委員会に、議案第二十九号、 号は建設委員会にそれぞれ付託、 第三十六号は商工労働委員会に、議案第二十二号、第二十三号、 議案第三十号、 第二十八号、 第十八号は農務委員会に、 第三十一号、 知事より、提案説明を聴取の後、 次に日程に追加し、 第四十一号、第四十六号、諮問第 第三十七号、第四十二号ない 第三十九号は文教林務委 議案第十九号、 第三十二号ないし第 議案第五十二

534	533	517	410	218	504	556	422	419	365	166	547	521	520	420	399
道道夕張鵡川線中穂別市街キウス石油沢間路線変更の件	浦河町地内町道荻一号線を道道に昇格の件	比布村地内比布川及び支流蘭留川を準用河川に昇格の件	プロツク生産業者育成強化の件	ト屋労働者の簡易住宅建設の件 	常呂町地内クマ川及び幌内川を道費河川に認定の件	<u> </u>	北海道農業試験場上川支場美深分場復活設置の件	北空知地区に道立北空知水稲試験場設置の件	北海道稲作協会協同農業研究所を特殊稲作研究所に指定の件	後志水稲試験地を追立岩宇院芸試験地に併置の件	別海村野村半島を道立自然公園に指定の件	松前城再建に対し道費補助の仵	道教育職員の退職手当の不利益是正の作	札幌市に総合博物館設置の件	道立高等学校の学級増設並びに独立校舎新設の件
同	同	闻	同	同	建	同	同	同	同	農	同	同	同	[ii] 	文 教
					設	  - 	ĺ			`務					林務

会することに決定、午後六時二分散会。付託、次に休会について諮り、明六月十一日より十二日まで二日間休十三号は建設委員会に、議案第五十七号は商工労働委員会にそれぞれ号、第五十四号、第五十五号、第五十六号は総務委員会に、議案第五質疑の 通告がなく 直ちに委員会 付託することに決定、 議案第五十二

## 知事説明要旨

す。 只今議題となりました議案のうちその主なものについて大要を御説明申上げま

す。

「議案第五十四号」北海道議会議員の選挙区に関する措置をしようとするものでありまる条例の件は、本年七月一日から千歳町、滝川町、砂川町及び歌志内町が市となる条例の件は、本年七月一日から千歳町、滝川町、砂川町及び歌志内町が市となる条例の一部を改正する。

に関しての選挙区について措置しようとするものであります。 に関しての選挙区について措置しようとするものであります。 を議員の数に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、前議案同様千歳町外を議員の数に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、前議案同様千歳町外を議員の数に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、前議案同様千歳町外を議員の数に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、前議案同様千歳町外を議員の数に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、前議案同様千歳町外を満員の選挙区は、昭和二十九年以降新しく市となつたものにつきに関しての選挙区について措置しようとするものであります。

しかし、その後において市となつたものについては、本年四月の公職選挙法のにするという考え方で措置いたしているのであります。でに市となつたものについては、すべて公職選挙法の原則に従つて単独の選挙区次の一般選挙から適用される道議会議員の選挙区につきましては、本年三月ま

の属することと されている選挙区に 合区することを 適当と 考えた次第でありまとを適当とする趣旨の規定が設けられたことにより、前記の各市が、それぞれそ改正によりその市の人口が、議員一人当りの人口に満たない場合は、合区するこしかし、その後において市となつたものについては、本年四月の公職選挙法の

478	476	555	<b>654</b>	549	543	542	538	529	469	468	439	435	342	560	535
米軍部隊撤退に伴う失業対策確立の件	米軍千歳基地労務者に対する職業安定対策	道有建物の譲渡並びに貸地返還の件・	原水爆禁止北海道実行委員会に対し助成金交付の件	豊平町真駒内米軍接収地内墓碑周辺開放除外の件	沖繩の自治権回復と民主主義擁護に関する件	日韓抑留者の相互釈放に関する件	浦幌町字直別部落一円を音別村に編入の件	米軍千歳基地の国有財産接収解除の件	自動車取得税に関する条例廃止の件	米軍千歳基地人員整理に伴う住宅確保対策の件	名寄市字知恵文地区境界変更現状維持の件	名寄市一部を美深町編入促進の件	在留中国人及び朝鮮人の身分保証等に関する件	施行の件常呂町地内町村道二十三号線改良工事を道費補助事業として	道道夕張鵡川線中稲里長和登川間路線変更の件
同	商工	同	同	同	同	同	同	同	同	퉈	同	同	総	肩	建
	労働					1							務		設

す

について御説明申し上げます。 次に議案第五十六号 北海道釧路方面公安委員会委員の選任に同意を求める件

細につきましては御質問に応じてお答え申し上げたいと存じます。以上提出案件について、その大要を御説明申し上げたのでありますが、なお詳者と認め提案いたした次第であります。今回選任いたそうとする委員は、前委員塩谷松夫氏の退任により目下欠員中で今回選任いたそうとする委員は、前委員塩谷松夫氏の退任により目下欠員中で

515

559

548

249

動

何分よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

〇六月十四日 より、 .二十七号ないし第四十六号、第五十二号ないし第五十五号、第五十七 四十六号、第五十三号及び諮問第一号について、河野文教林務委員長 建設委員長(自民)より、 第五十二号第五十四号、第五十五号について、吉田厚生委員長(自民) 第二十八号、第三十一号、第三十七号、第四十二号ないし第四十五号、 議案第十九号、第三十五号、第三十六号及び第五十七号について、奏 第十七号及び第十八号について、大島商工労働委員長(自民)より、 川総務委員長(社)より、議案第二十二号、第二十三号、第二十七号、 号及び諮問第一号を議題に供し、二瓶農務委員長(協ク)より、議案 日程第一議案第十七号ないし第十九号、第二十二号、第二十三号、第 (社)より、議案第三十八号及び第三十九号についてそれぞれ委員会 議案第二十九号、第三十二号ないし第三十四号について、中牧 午後一時五十四分開議、諸般の報告の後、日程に入り、 議案第三十号、第四十号、第四十一号、第

i	i		
釧路まりも学園の増設に対し助成の件	施行の件常当町地内町村道二十三号線改良工事を道費補助事業として	駐留軍労務者失業対策として企業資金制度化の件	幌延村に天北低品石炭乾溜工場設置の作
厚	同	同	商工労

530	955	950	949	870	751	855	784	615	354	番表文号	
津別チミケップ湖周辺道有林を農耕適地として開放の件	日本海すけそう漁業問題に関する直相究明の件	の件  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・	すけそうだら漁業の大海域制実施の件	併合) ・ 一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	小樽留萠根拠底びきの宗谷海区移転反対の件	由仁町所在国有未開地を水源涵養地として存置の件	林地を農耕地として開放の件	開拓林野地調整の件	<b>関拓林野行政の調査に関するの件</b>	件	.11
文 教	同	設置	同	二件	.水	— 同	同		豊地	委員	
林務					産				調拓	委員会名	

15

り、明後十六日は休会することに決定、午後二時二十三分散会。 はいずれも原案可決に決した。次に日程第二会期延長の件を議題とし、 約の締結については同意議決、諮問第一号は答申議決、その他の議案 同意議決、議案第五十七号は予算外義務負担については原案可決、契 における審査の経過並びに結果について報告の後、議案第五十三号は

〇六月十七日 り可決、次に日程第四請願、 設委員長(自民)より、委員会における審査の経過並びに結果につい 案可決に決した。次に日程第二議案第五十八号を議題に供し、 議時間を延長して午後二時四十六分一旦休憩、午後十一時十分再開、 十一時三十六分閉会。 申し出のとおり閉会中継続審査または調査を付託することに決定、以 査の件及び閉会中事務継続調査の件を譲題に供し、本案は委員長より を省略し、委員会決定のとおり異議なく決定、次に請願、陳情継続審 六号を議題に供し、越旨弁明並びに委員会付託を省略して原案のとお て報告の後、異議なく同意議決、次に日程第三意見案第二号ないし第 の後、報告第一号及び第二号は承認議決、その他の議案はいずれも原 第二十一号、報告第一号及び第二号を議題に供し、二瓶子算特別委員 直ちに日程に入り、日程第一議案第一号ないし第十六号、第二十号、 上をもつて案件の全部を議了、荒議長より閉会の挨拶があつて、 (協ク) より、委員会における審査の経過並びに結果について報告 午後二時四十五分開議、 陳情審査の件を議題に供し、委員長報告 諸般の報告の後、あらかじめ会 中牧建

## 予算特別委員長報告

私は、過般設置せられました予算特別委員会の委員長として、ここに、本委員

865	849	792	721	438	435	923	661	645	908	851	755	695	789	739	717
漢零山観光道路(仮称)新設の件	自家発電施設使用の水利権使用料免除の件	砂川歌志内地内町北二号線道路を道道に昇格の件	大樹町地内町村道中島線及び歴市原野線を道道に昇格の件	幕別町字止若地内一級国道幕別足寄線間を道道に昇格の件	苫小牧市中野一号道路新設に対し道費補助の件	合) 道農試渡島支場に傾斜地利用による果樹増設の件(三十件併	空知鑑芸試験地設置の件	濃霧地帯農業試験場設置の件	札幌市立啓北商業高等学校を道立に移管の件	上川高等学校を道立移管の件	道立栄高等学校旧学舎譲与の件	天塩高等学校に農業課程設置の件	南檜山地域を道立公属に指定の件	利礼道立公園区域拡大の件	民有林買収調整に関する件
同	同	同	同	同	建	同	雨	農	同.	   	同	同	同.	同	女教
		,			設	<u>.</u> 1.		務							林務

置せられまするや、直ちに委員会を開き、正、副委員長の互選を行い、さらに、 二十一号及び報告第一号、第二号の二十件でありまして、去る十日本委員会が設 こととして、翌十一日より各部所管の審議に入つた次第であります。 議案の審査方法について協議の結果、各案件を各部所管ごとに分ち、審査を行う 会に付託されました議案審査の経過と結果について御報告申し上げます。 本委員会に付託されました案件は、議案第一号ないし第十六号、第二十号、第

る普通、 対し、この際、衷心より敬意を表する次第であります。 員各位におかれましては、終始慎重、かつ熱心に、審議を尽されました御労苦に き五日間にわたつて、熱心な質疑応答がかわされた次第であります。この間、委 日は、水産部、教育委員会所管、十四日は、教育委員会所管の続行、十六日は、 総務部所管と、あわせて総括質疑を行なつたのでありまして、十五日の休日を除 十二日は、民生部、衛生部、林務部、土木部、建築部、労働部の各部所管、十三 今回、本委員会に付託されました案件は、総額十八億一千九百七十五万円に上 すなわち、十一日は、農務部、農地開拓部、商工部、公安委員会の各部所管、 特別両会計の追加更正予算案を初め、これに関連する起債、一時借入れ、

案件にかかるものであります。 積立金の処分、出資金、貸付金、職員定数条例及び道税条例等の改正案等の重要

理事者との間に活発な論議がかわされた次第であります。 を伴う経費及びその他当面緊急に措置を要する経費について、追加の措置を講じ 前年度繰越金に対する見通し、教職員の勤務評定実施等をめぐつて、委員各位と ようとするものでありまして、特に、市町村の中小上水道事業に対する交付金、 今次予算案の性格は、当初予算後において確定をみた国庫支出金等の特定収入

農務部所管におきましては、 いま、ここに、各部所管ごとの質疑を通じ、その主なる点を申し上げますと、

道営畑地潅漑事業に対する国庫補助の見通し、重粘土地帯等特定地域の開発対

策、開拓不振地の振興対策、開拓保健婦の身分保障と開拓診療所の運営概況、

農地開拓部所管におきましては、 谷支庁の説明会に道職員を出席せしめた適否等、当面する諸問題について、 経営内容と設備の状況、未決定の寒冷地畑作営農改善対策要綱案について、宗 米価、畑作物価格の安定対策、乳価の安定対策とこれが消流対策、密産公社の

617	413	335	974	973	972	971	970	962	957	953	920	919	898	897	866
歯舞、色丹諸島富山県引揚者復帰実現方の件	発電税削設反対に関する件	法令に基かない寄付金、負担金の支出排除の件	道道本別新得線一部の冬期交通確保実現の件	道道清水然別線中上川橋の補修工事及び永久橋架替の件	道道本別新得線中新清橋を永久橋に架替の件	道道清水然別線道路改良工事施行の件	道道本別新得線道路改良工事施行の件	豊平川に南二十二条橋(仮称)架設の件		函館市賀浦町十八番地先海岸護岸工事施行の件	道道斜里―美幌線一部改良工事施行の件	礼又村所在漁告の浚渫工事施行の件	福島町地内檜倉川を道費河川に昇格の件	中川村地内道道坂谷佐久停車場線延長の件	
间	同	総	[ii]	[ri]	同	同	——— 间	同	M	同	同	同	同	   Fij	建
		務				:		ı				i I			設

拓事業に対する国庫補助等開拓行政の諸問題について。
方、土壌改良事業に対する国庫補助の増額問題等、開拓不振地区振興対策、開適地買収にからむ訴訟問題、立木払下げにおける代金延納に関する道の取扱い朽溜池工事の請負にまつわる元請より下請に対する請負金の不払い問題、開拓本年度新規入植予定とその状況、パイロツトファームに導入する乳牛対策、老本年度新規入植予定とその状況、パイロツトファームに導入する乳牛対策、老

## **産工部所管におきましては、**

業振興と地下資源開発株式会社等への出資に対する諸問題について。場建設に対する見解、札幌テレビ放送株式会社に対する出資の問題等、中小企源株式会社の出資内容と事業計画、道立公園の宣伝対策、利尻、礼女両島飛行の問題、中小炭鉱の維持安定対策、北海道信用組合連合会発足の問題、地下資機械貸付事業に対する予算配付と推進対策、中小企業金融対策と金利引き下げ機械貸付事業に対する予算配付と推進対策、中小企業金融対策と金利引き下げ

## 公安委員会所管におきましては

する諸問題について。 北罪の防止対策、深夜喫茶に対する取締り対策等、風紀取締りと治安維持に関派出所等の新設改築の見通し、夜間犯罪防止と街路灯設置の問題、青少年の性増額対策、石狩湾スケソウ操業違反問題に対する摘発と送検の状況、駐在所、選挙違反検挙の内容と件数及び今後における検挙の見通し、警察官夜勧手当の

## 民生部所管におきましては、

留萠、浜屯別の大火の復旧対策と生活困窮難災者に対する援護対策、国民健康留萠、浜屯別の大火の復旧対策と生活困窮難災者に対する誘致対策、外地引揚無縁故者の受入対策、生業資金回収状ンター設置に対する誘致対策、外地引揚無縁故者の受入対策、生業資金回収状題、売春防止法実施に伴う婦人相談所の利用状況とその指導対策、母子健康セ盟、売春防止法実施に伴う婦人相談所の利用状況とその指導対策、国民健康と問題が、演出別の大火の復旧対策と生活困窮難災者に対する援護対策、国民健康

## 衛生部所管におきましては、

策、深夜喫茶に対する取締り及び指導対策等、衛生行政の当面する諸問題を初負の資賃向上対策、食中毒にかかる食品衛生の指導対策と赤利等伝染病予防対等の医療施設との競合対策、道立病院、保健所等における医師の派閥解消と職等の医療施設との理由と道立診療所の運営改善対策、道立病院、厚生連、赤十字道立病院、保健所、診療所等の施設拡充対策と医師確保の対策、丹羽、豊浜の道立病院、保健所、診療所等の施設拡充対策と医師確保の対策、丹羽、豊浜の

世	936	935	934	905	904	901	853	843	842	827	798	779	743	741	680	618
同同同同同同同同同同同総	町地内真駒内接収地返還に伴う住居地転用の	(クラブ)設置の	平町地内真駒内ゴルフ場存置の	村消防自動車購入に対し補助の交付と起債許可の	の	村に町側施行の	旭川建設計画の推進	! の	家発電並びに自家受電施設に対する固定資産税免除の	町能津登地区境界変更反対の	町能津登地区境界変更解決の	の件 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	鶏許可の	鉱業に対する軽油消費税免除の	(同程度の技術者養成機関)	札内村を帯広市に合併
	同	同	同	间	同	同	闹	同	同	同	[4]	   同	间	   同	同	総

こ。 公安委員会、民生部、衛生部の各部所管に関係する深夜喫茶取締りについめ、公安委員会、民生部、衛生部の各部所管に関係する深夜喫茶取締りについ

## 林務部所管におきましては

公園施設費の内容等、森林行政及び道立公園の諸問題について。組合を自動車取得税免税の対象とする問題、大沼、網走両公園実現の見通しと林道新設工事費及び林道維持費の予算内容と配分計画、森林組合育成対策と同

## 労働部所管におきましては、

の諸問題について。 の諸問題について。

## 土木部所管におきましては、

土木行政の諸問題について。 土木行政の諸問題について。

## 建築部所管におきましては、

宅改善の推進等の建築関係の諸問題について。道関係建築物の工事に対する監督の厳正と適正検定の実施、金利低下による住

## 水産部所管におきましては、

三川並びに北見市における汚水流入問題に対する調査の促進、大型漁礁築設の家庭乗組員の労災保険適川対策、サンマ漁業漁期に対する見解とその対策、常事務機構の改善対策、コウナゴ旋網許可方針と本漁業に対する道内業者の営業指導対策、孵化増殖事業に対する振興計画並びにホタテ資源の維持培養対策、諸導対策、孵化増殖事業に対する振興計画並びにホタテ資源の維持培養対策、漁業指導対策、孵化増殖事業に対する振興計画並びにホタテ資源の維持培養対策、漁業財政成条例に対する合理的運営と実施促進対策、各種漁業許可事務の促進と許可日本海マス流網漁業に対する漁期延長と魚価維持及び消流対策、沿岸漁家振興日本海マス流網漁業に対する漁期延長と魚価維持及び消流対策、沿岸漁家振興

874	873	733	712	638	515	506	466	367	292	965	964	958	956	941	937
公衆浴場八浴料金中婦人洗髪料路止の件	入浴料金改正の件	北海道賦払信用組合設立認可の件	函館地方医療共済商工協同組合に対し道費助成の件	木材糖化工場誘致方要望の件	函館地方木材糖化工場設置の件	留萠市に木材糖化工場設置の件		PSコンクリート工場設置要望の作	北海道地下資源探鉱公社設置要望の件	クラーク記念館建設に対し援助の件	北見市に専科大学設置の件	家畜税廃止の件	世平町真駒内地区を北海学園校舎建設用地として 払下 げの	北海道信用保証協会に対する不動産取得税免税の件	扱方指定の件とおいる。東京人最出代理派出収納事務取れ洋相互銀行に対し北海道金庫蒙人最出代理派出収納事務取
[6]	同	间	间	同	同	间	同	同	商工	同	同	同	同	同	総
					1	1			労働	}					務

成対策等当面の諸問題について。対するCAC米、外米等特別配給対策等、沿岸漁業振興対策、漁業協同組合育対するCAC米、外米等特別配給対策等、沿岸漁業振興対策、漁業協同組合育成対策並びに監査事務の指導対策、凶漁地域に予算内容と設置箇所の問題、オホーツク沿岸漁民のサケ、マス漁業基地独航船

## 教育委員会所管におきましては、

管理の適正化対策、産業教育施設の充実と産業教育教職員の待遇の問題、中高 関連するブロック会議における申し合せ事項の経緯を初め、一般教育問題とし れたのであります。 重要案件の数々と、特に、勤務評定実施問題に関しまして、熱心な論議がなさ 理の内容、各地方事務局における経理出納の適正化対策等。教育行政における 地域の学童に対する給食対策、教員養成所における寄宿舎の使用料、その他経 対策、羽幌町教育委員会における教員の家庭教師禁止措置に対する見解、凶浄 校生の不良行為に対する指導方針、二部授業、間借り教室等不正常授業の解消 て、道徳教育に対する文部次官通達とこれが実施に対する見解、 実施と本道教育行政の特殊事情並びに人事管理適正化の関係、 評定実施の法律に対する見解、現段階における検討中の具体的内容、勤務評定 を検討しているというが実施の決意を前提とする検討かどうかの 問題、 まず、勤務評定に関する諸問題として、実施に対する具体的時期の見解、 勤務評定実施に 教育職員人事 勤務

# 総務部所管並びに総括質疑におきましては、

952	928	927	844	714	961	945	916	911
自老町社合保育所建設に対し補助の件	豊頃村陽難病金設置に対し補助の件	国民健康保険診療報酬請求書の審査業務に対し道費助成の件	身体障害者福祉増進の件	美 現市に 道営教 護施 設設 置の 件	日ソ貿易再開促進の件	札幌テレビ放送株式会社に対し株式出資の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	北海遠放送株式会社に対し増養の告	入浴料金暫定価格改正の件
同	间	同	同	厚	同	同	间	商工
			į	生.			ì	労働

#### について、

疑応答が行なわれた次第であります。 以上、現下道政上の諸問題及び対策について、詳細にわたりまして、熱心な質

ります。 より行うことといたし、本朝来各党間において慎重なる検討がなされた次第であより行うことといたし、本朝来各党間において慎重なる検討がなされた次第であしかして、付託案件に対する質疑を終え、これが意見の調整は、各党代表者に

を検討する等、本交讨金が、真に関係市町村の上水道企業の実態に即応するよう、じ、できるだけその支払い年限を短縮し、可及的に七カ年程度に短縮交付の措置や回計上されたのでありますが、本交付金については、道財政の将来の推移に応き本年度以降十ケ年間に交付することとし、そのうち、本年度分一千三百万円がを本年度以降十ケ年間に交付することとし、そのうち、本年度分一千三百万円がを本年度以降十ケ年間に交付することとし、そのうち、本年度分一千三百万円に対する中小上水道財政調整交付金につきまして、理事者は、総額一億五千万円に対する中小上水道財政調整交付金につきまして、選事者は、総額一億五千万円

決されたのであります。 和三十三年度北海道歳入歳出追加予算は、適当と認め全会一致、原案のとおり可 理事者において善処されたいとの意見があつた次第でありまして、議案第一号昭

分でありまして、議案第二号ないし第十六号、第二十号、第二十一号について、 第一号は、 第十二号及び第二十一号は、道職員及び道議会議員の定数条例の一部改正、報告 放送株式会会社に対する出資、 第十三号は、積立金の処分、第十四号及び第十五号は、地下資源の開発及び北海道 第十号及び第十一号は、起債及びこれが議決の変更、第十二号は、一時借り入れ、 次第であります。 原案可決、報告第一号及び第二号については、承認議決することに決定いたした 次ぎに、議案第二号ないも第九号は、各特別会計の追加更正予算であり、 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査等に要した予算の専決 報告第二号は、北海道立病院費に対し繰り上げ充用金予算の専決処 第十六号は、北海道労働金庫に対する資金の貸付、

以上、本委員会付託案件の審査経過と結果の概要を申し上げ、私の報告を終り

#### 意 見

聿

#### 意見案第

国鉄貨物運賃割引制度継続実施に関する意見書

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年六月五日 提出者

同同議 F 中秋村 水 孝

野

Ŀj.

商産

業

大

臣

臣 臣

Ħ

(昭和三三、 六、五原案可決)

政 太 作郎 信 通 大運内 水化 愉

総

理大

臣

完 哲 夫

同同同同同

山高松新山

源 Ξ 淵

次

橋 尾 川 內

郎良隆広

話

長 国鉄貨物運賃割引制度継続実施に関する意見書 殿

現行の国鉄貨物運賃割引制度を今後も継続実施せられたい。 業の伸展並びに道民生活の上に与える影響がきわめて甚大なるものがあるので、 間満了後廃止する趣きであるが、これが制度の廃止は、開発途上にある本道諸産 仄聞するところによれば、 現行の国鉄貨物運貨の割引制度を木年六月三十日期

 $\widehat{\Pi}$ 

割引制度の廃止は、原料価格の値上り、 る運賃割合はきわめて大きく、しかも、二次産業の発達がおくれている関係か 大半が、農林水産物及び鉱砿産物等、原始産業物査であり、その価格中に占め めに、この割引制度が実施されたものであつて、この割引の対象となるものの 需物資並びに産業上の重要物資の実質的運賃値上げるによる影響を緩和するた 道民生活の向上に多大の影響を及ぼすことは明らかである。 産業の圧迫、 ら、消費物資の大半を内地府県からの移入に依存している本道にとつて、現行 現行の国鉄運賃割引に関する制度の設定については、北海道における生活必 生産移出面と消費移入面の二重負担増等、 生産物資の道外市場移出への制約、 本道総合開発の伸展、

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。 続実施される措置を講ぜられるよう強く要望する。 売 哲

北海道議会議長

夫

よつて、

国においては、

本道に対する現行国鉄貨物運賃割引制度をさらに継

本国有鉄道北海道支社長 本国有鉄道総裁

各

通

21

北海道開発庁長官 慶 å. 林 院 議 大 長 眨 臣

意見案第二号

(昭和三三、六、一七原案可決)

右別紙案女のとおり提出する。 北海道稻作再生産確保に関する要望意見書

昭和三十三年六月十七日

提出者

議 員

谷

吾

利 栄

下 美

作侃作

Œ 治

間 本 貞 正

11 [4] 司

 $\mathbf{H}$ 江

同同同同

堀

由

见

K

長

荒

哲

夫 鵔

北海道稲作再生産碓保に関する要望意見書

ては、 あたつては、 の再生産確保に万全を期せられたい。 本道の如き寒冷単作地帯における稲作経営の安定をはかるため、政府におかれ 左記の諸施策を強力に推進せられるとともに本年産米の生産者価格決定に 生産費及び所得補償方式によつて算定せられ、もつて本道稲作農民

忿

議

院

À

旻

稲作品種改良施設の充実

農 衆 経 食 大 済 企 画 庁長官 総 院 ·fj 理 議 艮 大臣 長 官 臣 旨 各

通

(国会には請願書として提出する。)

四 Ξ Ŧī. 暗渠排水、客土、心土耕等土地改良事業の拡大と補助金の増 温冷床苗代設置費の助成 病虫害防除用器具並びに農薬購入補助金の増額

提出する。)

人工融雪事業費の助成 耕地防風林設置費の助成

(理由)

進まず加うるに近年の相次ぐ冷害によつて疲弊の極に達している稲作農民にと であるが、耕地面積の広大或いは事業費の不足等により改良事業は遅々として 重大なる支障を来たしている実情にある。 つて現在の米価水準にては収支相償わず、その経営は益々困難となり再生座に は、その基盤となる品種改良をはじめ土地改良等の実施が強く望まれているの 本道の如き寒冷単作咄帯における稲作を振興し、その経営安定を は かる に

稲作経営の安定と再生産確保をはかられるよう特段の御龍意を要望するもので ティ方式を廃し生産費及び所得補償方式によつて算定され、かつ、従来どおり予 約奨励金時期別格差奨励金等一連の保護政策を継続せられもつて本道における について積極的奨励策を講ぜられるとともに生産者米価については現在のパリ これが打開の方途として、政府におかれては頭書の如き生産諸施設の助成等

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 沱

哲

夫

(昭和三三、 六、一七原案可決)

工業の育成に努めること。

# 畑作農産物価格安定に関する要望意見

右別紙案文のとおり提出する。 昭和三十三年六月十七日

提出者

級 A

栄

利

道 美

侃

同

同 μĨ

本 Œ. 誉

么 H  $\Xi$ 余 蒷 吉 ï

间 [ii]

由

坂 堀 嵵 佐. 橋 武

间

総

通 大 農 商 産業大臣 大大大大大

M 院 庁 長 Ã 長 官

Ä

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長

き諸対策を講ぜられ、もつて本道における畑作経営の安定を期せられるよう要

よつて、政府におかれては、本道畑作農民の窮状を深く認識せられ頭書の

費拡大対策等によりこれらの価格を国が保障する諸施策の実施が切望されてい

是正、更には対象作物の新規編入、或いは外国産豆類の輸入調整、でん粉の消

たね、小豆、菜豆等の畑作物について農産物価格安定法の実態に即する適用の にあるが、かくの如き畑作農民の窮状を打開するためには、でん粉、大豆、な 価格により円滑なる消流に欠ける面もあつて、年々窮乏の度を加えている実情

負債に苦しんでおり、特にその生産物については生産費を償うに足る安定した

北海道の畑作農民はその生産基盤が弱く加えて相次ぐ冷害等のため、多額の

芜 哲

夫

経済企画庁長官 糧 各

Ú

(国会には請願書として提出する。)

の諸施策を講ぜられたい。

北海道の畑作農薬を振興し関係農民の生活安定をはかるため、すみやかに左記

畑作農産物価格安定に関する要望意見書

IX.

恳

哲

夫

殿

意見案第四号

二 大豆、でん粉の法に基く政府買上げは十一月中に行うよう措置されるととも

農産物価格安定法の対象品目に小豆、えん豆、菜豆類を新たに加えること。 外国産大豆並びに雑豆の輸入については、国産豆類の市場安定を はかる た

は、生産費を償うに足るものに決定するとともに、その決定の時期は、大豆に

農産物価格安定法による大豆、でん粉、なたねの政府買上げ価格 について

ついては九月末、でん粉については八月末に改訂実施すること。

に買上げ数量に制限を加えないこと。

(昭和三三、六、一七原案可決)

右別紙案文のとおり提出する。 農産物検査に関する要望意見書

昭和三十三年六月十七日 提出者

同

五

消費増進に振向ける等の措置を講ずること。

適当なる調整を加え、かつ、維豆輸入調繁金については国産豆類の生産と

でん粉については、消費拡大による価格安定をはかるため国産結晶プドウ糖

議 員

谷 瓶 栄

利 94 吾

2.3

同同同 児 坂 堀 嵵 佐 櫄 武 册 道 久

農産物検査に関する要望意見書 先 哲 夫 殿

潇

抸

早急に講ぜられたい。 係者の利便に奉仕するため農産物検査の円滑なる執行体制確保上適切なる措置を れては、今後で想される最悪の事態を回避し農産物の公正且つ円滑なる取引と関 者である農民や取扱業者に与える悪影響は甚大なるものがあるので、政府におか め本年六月三日以降所前検査のみに制限しているのであるが、かかる措置は受検 北海道食糧事務所管下においてはその検査を実施上の予算並びに人員不足のた

由

延、商機の喪失等経済的な打撃は深刻なものがあり、 不可能な亜麻茎の如き品目もあつて、総体的には時間的な制約から 取引 の 遅 あるが、一方生産農民並びに取扱業者にとつては受検のため検査場所前受検は 査は一切拒否しすべて出張所及び駐在所の所前で実施するの態度を決定した。 月三日より従来行つていた民間の各種工場、 等に要する経費の不足を理由に、全食糧労働組合北海道支部においては去る六 員の減少をみている状況にあり、更には現地職員に対する現在までの出張検査 で年々検査量の増大するにも拘らず関係職員の欠員不補充等によりかえつて人 に季範的に集中する等のため検査官の労苦に対しては同情に堪えないところで しかして、本道における主要農産物の検査品目が他府県に比し多いこと並び 北海道の食糧事務所においては、昭和二十六年の発足当時より現在に至るま 倉庫及び不持定の場所における検 今後の検査施行並びに農

田間 E 本 田 正 治 美 H 貞 余 夫 吉 江 答 侃作 大農 食 内 閣 龙 林

理

大

臣

北海道議会議長

完

哲

夫

意見案第五号

(国会には請願書として提出するご (昭和三三、六、一七原案可決)

糧 院 院 庁 議 試 長 長 官 抸

臣 臣 各 illi

乳価安定対策に関する要望意見書

右別紙案文のとおり提出する。

提出者 昭和三十三年七月 A 1

#1 道 谷 利栄 美

麘 穮 莊 佐 腊  $\mathbf{H}$ 本 H 頉 īΕ 14

作 侃 作

堀

븁 ŽĽ 誉

坂

由

完 哲 夫 殿

議

艮

寒地農業確立のため近年酪農政策がとみに推進され、 乳価安定対策に関する要望意見書

着々その成果を 収めつつ

産物の流通に混乱を生ずることは明白である。

ため北海道食糧事務所に対する必要人員の充足並びに予算措置を講ぜられ早急 よつて政府におかれては、本道の農産物検査の円滑なる執行体制を確保する

なる解決をはかられるよう切望するものである。 右地方治法第九十九条第二項の規定により提出する。

24

意見案第六号

[昭和三三、六、一七原案可決]

## する要望意見書 オホーツク海海域におけるさけ、ます漁業の操業に関

右別紙案文のとおり提出する。 昭和三十三年六月十七日

復のための応急措置及び牛乳、乳製品の消費拡大措置を講ぜられ、もつて酪農生

招来しているので、政府におかれては、これが緊急対策としてすみやかに市況回 価は値下りの一途をたどり今や酪農業崩壊の危機さえ予想される緊迫した事態を あるが、一方これに伴う生産物の消費拡大対策が伴わないため、本道における乳

産農民の経営安定を期せられたい。

ため、

に及び長期にわたる不況が到来せんとしている現況にある。

乳製品消費の延びが生産の急速なる延びに追いつけず、本道における乳価は昨

学道給食補助等諸般の酪農安定対策を講ぜられたのであるが、それにも拘らず

昨年九月大鑵煉乳用砂糖戾税制度が廃止せられて以来、政府におかれては、

年九月一日、十二月二十一日と二回にわたつて六円の値下りを余儀なくされた

酪農民及び中小メーカーは倒産寸前の状態にあり、この彼紋は国内全般

提出者 議 員

作郎

亢 義 衛 = 次

三治雄

悌

两周同同同同

部 苂

村野

関する要望意見書 オホーック海海域におけるさけ、ます漁業の操業に

け、ます漁業の操業ができるよう、すみやかに特段の措置を講ぜられたい。 (理由) 本道の沿岸漁業の生活安定を図るため、オホーック海海域の漁場を開放し、 ð

農の堅実な発展をはかられるよう切望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長

哲

夫

ため強力なる諸対策を即時断行され全国酪農界の混乱を防止し、もつて本道酪

等各般の対策を急速に実施することが望まれている。

よつて、政府におかれてはこれら本道酪農民の熱望を容れ、

寒地農業確立の

議

艮

完

哲

夫

殿

農民の経営安定のため乳価の最低価格保証制度の確立と政府払下飼料の値下げ 製品輸出の奨励、牛乳、乳製品の消費拡大等の諸措置を講じ、更には酪農生産 並びに輸入の禁止等諸対策を実施するは勿論、牛乳、乳製品の学校給食予算の拡

この不況打開策として大鑵煉乳用砂糖戾税の復活、余乗乳製品の国庫買上げ

大、工場、事業所等に対する集団消費の奨励、市乳小売価格の切下げ並びに乳

り、沿岸漁業者の最も熱望しているところである。 環として、オホーツク海海域におけるさけ、ます漁業の操業は緊要なことであ

特に、オホーツク海沿岸地帯における漁業構造は、冬季の結永等の事情によ

合化を目途とする施策が推進せられている現況に鑑み、北方海域漁業開発の一

北海道近海にける各種漁業の衰微は、近年頓にその度を加え、各種漁業の沖

は不安定な状態にある。

つて、その操業が極度に阻害され極めて特殊であつて、

経

済企画庁長官

謕 諺

院 院

泛 長 通大農

臣臣

图

総

理

大豆

商

産業大臣

各 通

(国会には諸願書として提出する。)

よつて、政府におかれては、これら沿岸漁業者の熱望を容れ、オホーツク海

25

そのため漁船漁業経営

#### 北海道議会時報 回定

である。もつて、本道の漁業振興と沿岸漁業者の生活安定を図られるよう要望するものもつて、本道の漁業振興と沿岸漁業者の生活安定を図られるよう要望するもの海域の漁場を開放し、さけ、ます漁業の基地独航による小漁船操業を許可し、

右地方自治法第九十九系第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

豊林大臣 |

衆議院議長 水産庁長官 各 涌

各通(国会には、請願書として提出する。)

# 各派交涉会

〇六月五日 午後一時四分、各派交渉室において開議、午後一時二十五 〇六月五日 午後一時四分、各派交渉室において開議、午後一時二十五

- ① 議事日程の取扱いについて協議、日程第一は会議録署名議員の指の 議事日程の取扱いについて協議、日程第一は会議録署名議員の指定、日程第二は補欠の議員の常任委員選任、日程第三は常任委員の所属定、日程第二は補欠の議員の議席指定、日程第三は常任委員の所属
- が行うこととした。 より選任すること、故小島議員(社)の追悼演説を大沢議員(自民) 農務委員に、島田議員(社)を農地開拓委員にそれぞれ議長指名に 慶務委員の杉本議員(自民)を建設委員に、武田議員(自民)を

- (3) 会則を六月十四日まで十日間に決定、議案調査の休会は七日まで、会別を六月十四日まで十日間に決し、急施を要する第四十八号ないしる別を六月十四日まで十日間に決定、議案調査の休会は七日まで
- とに決定。 意見案第一号は趣旨弁明並びに委員会付託を省略の後議決するこ

時五十六分散会。〇六月九日「午前十一時五十三分、各派交渉室において問議、午前十一

- ① 本日の議事は、日程第一議案第四十八号ないし第五十一号の市制① 本日の議事は、日程第一議案第四十八号ないし第五十一号の市部
- ② 午前中は日程第一のみ行つて一旦休憩することとした。

一十六分散会。 一十六分散会。 一十六分散会。 各派交渉室において開議、午後四時四

① 本日の議事は代表質疑を続行、引続き一般質疑を児見山(社)深の 本日の議事は代表質疑を続行、引展して、年前十一時十八分休憩、午後一時五十分再会八、自民し、協ク二の割り振りで十七名、設置の動議は社会より会八、自民)杉本(自民)川瀬(協ク)議員の順序にて行い、本日中に由(自民)杉本(自民)川瀬(協ク)議員の順序にて行い、本日中に由、本日の議事は代表質疑を続行、引続き一般質疑を児見山(社)深

- 一般質疑終了後譲決することとした。 要する第二十四号ないし第二十六号の期末手当支給に関する議案は案し、質疑がなければ直ちに委員会付託とすることに決定、緊急をっ 追加議案の取扱いについて協議、追加議案は一般質疑終了後に提
- 十二の二日間とし十三日再開することに決した。 民)に対する一般質疑の追加を許可することに決定、休会は、十一、民)追加議案について別紙のどおり付託することとし、松尾議員(自

〇六月十三日 午後零時五十二分、各派交渉室において開議、午後零時

付託することに決した。十八号について提案説明並びに質疑を省略して直ちに建設委員会に十八号について提案説明並びに質疑を省略して直ちに建設委員会に員会付託を省略して議決することに決定、日程第二は追加議案第五 本日の議事は日程第一議案第四十七号及び第五十六号について委

〇六月十四日 午後一時三十四分、各派交渉室において開議、午後一時

- ① 本日の議事は、日程第一議案第十七号ないし第十九号、第二十二月間十七日まで三日間延長することに決定、次の本会議は十七日に再開いて各常任委員長より報告の後、議決すること、日程第二は会期をいて各常任委員長より報告の後、議決すること、日程第二は会期をすることとした。
- を了承。 ② 知事が皇太子来道について御進講のため十六日より上京すること

〇六月十七日(午後二時三十七分、各派交渉室において開議、午後十時)

後十時五十六分再会。

・で取あえず時間延長のみ行うこととし、午後二時三十八分休憩、午で取あえず時間延長のみ行うこととし、午後二時三十八分休憩、午の事論がいまだ終了していないの

② 本日の議事は、日程第一議案第一号ないし第十六号、第二十号、報告第一号及び第二号の子算特別委員会付託案件について季島案第二号ないし第六号について趣旨弁明並びに委員会付託を省略して即決すること、日程第四は請願、陳情審査の件について委員を第二号ないし第六号について趣旨弁明並びに委員会付託案件について季日の議事は、日程第一議案第一号ないし第十六号、第二十号、

# 常任委員会

総務委員会

〇六月四日 午後二時二十二分、第一委員室において開議、午後三時

### 一般議事

① 第二回定例道議会に提案予定の案件について総務部次長より、昭

手が支払うのかあるいは道が支払うのかどうかについて質疑、 の中で二百万円の自動車事故報償金が計上されているがこれは運転 とであるかどうかについて、 部次長、財政課長より答弁、次に財政課長より、 またこの考え方は前議会における三者会談の決定に沿うてやつたこ 成の所があつても財政調整交付金を受けられないことになるのか、 十年度で打切られたのであるが、同年以後にもまだその工事が未完 の基礎資料というようなものはないか、 説明を聴取、 和三十三年度追加更正予算案の内容について財政課長よりそれぞれ 西野委員(自民)より、 伊藤(作)委員(自民)より、道職員費 中小水道財政調整交付金算出 同事業に対する補助金は三 提案予定の議案中 総務

とした。計願、陳情の審査については明五日の適当な時に審査を行うこと

主なる条例案について説明を聴取。

十三分散会、委員長 森川 清(社)〇六月五日 午後一時二十七分、第一委員室において開議、午後一時五

## 請願、陳情の審査

請願

第五五三号 千歳町に市制施行の件

(採

択

.

陳

情

第九七五号

滝川町に市制施行の件

(採

第九七九号 歌志内町に市制施行の件第九七八号 砂川町に市制施行の件

(採択)

一般議事

これを了承、ついで委員長より、本日市制施行に関する議案が本委の市制施行に関する現地調査の経過についてそれぞれ報告があつて地調査の経過について、塚田委員(社)より、砂川町及び歌志内町泉谷委員(自民)より、千歳町及び滝川町の市制施行に関する現

行い直ちに本会議に報告することにいたしたい旨を述べた。員会に付託される予定であり同議案の審査は本会議再開日の九日に

#### 付託案件の審査

括議題とし、異議なく原案可決に決定。の件)、同第五十一号(空知郡歌志内町を市とするの件)の四件を一知郡滝川町を市とするの件)、同第五十号(空知郡砂川町を市とするの件)、同第五十号(空知郡砂川町を市とするの件)、同第四十九号(空

べ、全員これを了承した。 部を改正する議案を提出する予定であるので宜敷く願いたい旨を述② 総務部次長より、千歳町ほか三町の市側施行に伴う道税条例の一

〇六月十二日 午後一時三十五分、第一委員室において開議、午後

#### 付託案件の審査

を花咲郡歯舞村の区域に編入するの件)、第五十二号 棚郡北桧山町の区域に編入するの件)、第四十五号(公有水面埋立 郡厚岸町の区域に編入するの件)、第四十四号(公有水面埋立地を瀬 札幌市の区域に編入するの件)、第四十三号(公有水面埋立地を厚岸 の費用弁償に関する条例制定の件)、第四十二号 第三十七号(北海道選挙管理委員会の求めにより出頭した選挙人等 条例制定の件)、第三十一号(自動車の交換に関する条例制定の件)、 止する条例制定の件)、第二十八号(北海道税条例の一部を改正する 改正する条例制定の件)、第二十七号(恩賜開拓奨励資金条例等を廃 件)、第二十三号(北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を 議案第二十二号(北海道知事等の退職手当に関する 条 例 (公有水面埋立地を (北海道税条例 制定 0 地

胩

議なく原案可決に決定。の一部を改正する条例制定の件)の十一議案を一括議題に供し、異

〇六月十三日 午後寄時二十四分、第二委員室において開議、午後寄時

#### 付託案件の審査

会、委員長 森川 清(社) 〇六月十七日 午後二時、第一委員室において開議、午後三時三十分散

## 明願、陳情の審査

#### 陳情

第九八〇号 留萠市大火に対する特別交付税交付等対策の件

#### (採 択)

#### 般議事

- 派遣することとした。 ことに決定、派遣委員は副委員長及び社会、自民各党より一名ずつことに決定、派遣委員は副委員長及び社会、自民各党より一名ずつ説明を聴取、更に中央折衝を行うことについて熱り、異議なくその 石炭手当増額運動に関する現在までの経過について人事課長より
- 情報集めに動いているのでないか、先の警察法の改正に伴い防犯部部長はこのような類似行為がある度毎に遺憾であるというが道警はに学内に立入りをした巡査は自分は間違つていないというが何のためより、立入りをした巡査は自分は間違つていないというが何のため。道学大札幌分校の私服警察官立入り問題について井口委員(社)

うことを考えているか、また今後このようなことを起さないように うかについて、 のか、 思うがそのような意識をもつていたか、一般的指示により交通の状 明示された間を通つて入つた事は知らないか、警察官の通行は文部 の中に一般的指示に従つて立入つたといつているが事実か、学大と 札幌市の公安条例に関連して同条例を設けていない所がたくさんあ 令が方面隊の指示により待機して入つたとうけとれるがその経 ればならないと思うがその考え方、また当時の状況は話合いをつけ 上に警察の方でいきり立つていたというが今後の態度は冷静でなけ 押しかけてその間にトラブルが起き検束者を出したがこれは必要以 ができたが保安警察の強化ということはそのようなこと を するにはどういうような考え方をしなければならないかということ がねしているのか、集りがよいとか思いとかいうことに理由がある たいという届出によりはつきりしているが立入るような教育をかね 況をみたというが人数はどの位かということはあの構内で会を開き 次官の通達によると学校当局と了解の上で入ることが常識であると ついて立入り警察官が釈明書を書いたことを知つているか、またそ 行動してもらいたいことについて、塚田委員(社)より、この事件に るが何故札幌市のみおくのか、今後このような紛糾を起さないよう ていたが解散に手間取つた間に検束者を出したと聞くがその時の命 学大の先生と生徒が立入り事件抗議のため中央署に折衝のため この事件は立入り警察官の不用意から発生したと認めるかど 堀委員(社)より、この事件の処理についてどうい ţ., 5 過

条例等を守る立派な学生にしてほしい等についてそれぞれ質疑、意学生を指導する先生方がその人達とよく限界を話合つてもらい法律の限界を知らせているか、また警察官の行動に関する限界の考え方、

になるということを学校に示していく必要があると思うが大学にこ警察官も自分の非を認めている法治国である以上限界を超せば違反について、泉谷委員(自民)より、学園の自由は約束の自由であり

## 厚生委員会

# 時二十分散会、委員長 吉田定次郎(自民) 〇六月十三日 午前十一時二十八分、各派交渉室において開議、午後定

#### 付託案件の審査

- ① 議案第三十九号(北海道立保健所使用料条例の一部を改正する条
- 疑、民生部長より答弁の後、異議なく原案可決に決定。の額及び支給の方法)の三項としてうたう方が適当ではないかと質副委員長(社)より、改正条項(現物による給付)は第三条(年金側制定の件)を議題とし、民生部長より説明を聴取の後、橋本(清)の一部を改正する条の。議案第三十二号(北海道老令者福祉年金条例の一部を改正する条
- 題とし、福祉課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。② 議案第三十三号(北海道立手稻向静学園設置条例制定の件)を議
- その手に来定。 の件)を議題とし、医務薬事課長より説明を聴取の後、異議なく原の件)を議題とし、医務薬事課長より説明を聴取の後、異議なく原の 議案第三十四号(北海道立診療所条例の一部を改正する条例制定

### 請願、陳情の審査

#### 果

第九八一号 留崩市大火に対する仮設住宅設置等対策の件

(採択)

その他の請願、陳情についてはすべて継続審査とすることに決定。

#### 一般議事

① 厚生年金病院の設置促進について中央折衝を行うことに決し、派遣委員等については委員長に一任と決定、ついで第二十次、第二十一出迎えの派遣委員等については委員長に一任と決定。(散会後、中央出迎えの派遣委員等については委員長に一任と決定。(散会後、中央出迎えの派遣委員等については委員長に一任と決定。(散会後、中央出迎えの派遣委員等については委員長に一任と決定。(散会後、中央出迎えの派遣委員等については委員長に一任と決定。(散会後、中央出迎えについては委員長に一任と決定、のいで第二十次、第二十一よの大月二十七日まで十日間とそれぞれ決定。)

- ② 高田委員(社)より、衛生公社問題のその後の情勢について報告
- 定。 先般来協議の道内視察については七月中旬に実施するこ と に 決

〇六月二十七日 午前十時四十分、第二委員室において開議、午前十時

#### 一般議事

そのことに決定、直ちに出発することとした。の視察を本日及明日の二日間に亘り実施することを諮り、異議なく先般の委員会において協議せる札幌市及び小樽市の厚生関係施設

## 商工労働委員会

一十分散会、委員長事故のため副委員長 村本政信(社)
〇六月三日 午前十一時三十八分、第三委員室において開議、午後零時

#### 般議

① 商務課長より、公共貨物運賃割引制度の廃止問題について説明を① 商務課長より、公共貨物運賃割引制度の廃止問題について説明を定ついて許り、異議なくそのことに決定。

淀

〇六月四日 午前十一時四十八分、第三委員室において開議、午後一時

定。
を員会として弔電を打つことについて諮り、異議なくそのことに決委員会として弔電を打つことについて諮り、異議なくそのことに決開議前明日行われる大島委員長(自民)の尊父の告別式に対し、

#### 一般議事

継続の線で中央運動することについて語り、異議なくそのことに決答にて上京中に得た新川委員の情報について報告を受けたい旨を述る工部長より答弁、ついで山本(自民)新川(社)秋山(協ク)より、本問題は大きな問題であると思うが道はどう考えているかと質疑、本問題は大きな問題であると思うが道はどう考えているかと質疑、本問題は大きな問題であると思うが道はどう考えているかと質疑、本問題は大きな問題であると思うが道はどう考えているかと質疑、本問題は大きな問題であると思うが道はどう考えているかと質疑、本問題は大きな問題で関しの用の、対本副委員長より、公共貨物運賃割引制度の廃止問題に関し他用の、対本副委員長より、公共貨物運賃割引制度の廃止問題に関し他用の、対本副委員長より、公共貨物運賃割引制度の廃止問題に関し他用の、対本副委員長より、公共貨物運賃割引制度の廃止問題に関し他用の、対本の線では、対本の場合に対していている。

② 商務課長より、北海道大博覧会の事業進捗状況について領疑があり、商工部長より答弁の後、同委員より、水に松尾委員(自民)より、北日本航空と全日空の合併問題等取、次に松尾委員(自民)より、北日本航空と全日空の合併問題等のたか等について質疑があり、商工部長より答弁の後、同委員より、の経過について質疑があり、商工部長より答弁の後、同委員より、北海道大博覧会の事業進捗状況について説明を聴

決定。本日散会後茨戸油田を視察することを諮り、異議なくそのことに

④ 本日聴取した陳情は次のとおり。

ないので中央に対し至急善処方について (1) 失業者多発地域の指定に関し千歳町内において該当地域が殆ど

国鉄貨物運賃割引制度が継続されるよう中央に要望方について佐藤千歳町議会議員及び全駐労千歳支部長

(2)

北坂連専務

七分散会、委員長 大島三郎(自民)〇六月十三日 午後零時二分、第二委員室において開議、午後一時三十

### 付託案件の審査

- 1 購入は将来更に増えるか、またこれは道の財産となるかについて質 は同意議決に異議なく決定。 十七号は予算外義務負担については原案可決、 源課長及び同次長より説明を聴取の後、山内委員 築造に伴う予算外義務負担及び契約の締結に関する件の議決変更の る予算外義務負担及び契約の締結に関する件)を一括議題とし、 議案第十九号(夕張川総合開発事業のうち二股及び川端えん堤 資源課長より答弁の後、議案第十九号は原案可決に、 及び議案第五十七号 (夕張川二股発電所の主要機器購入に関す 契約の締結について (社) より、 議案第五 資
- うな形で採用されている先生がいる点について、村本副委員長(社) 労働部長より説明を聴取の後、山内委員 対する考え方が違うこと等について、委員長より、 設置する計画はないかどうか、中野(与)委員(社)より、 どうか等について、秋山委員 人件費等の経費を余りかけない方法を考慮されたい旨、 内職の内容及び将来は機械貸与等を行うことが良いのではないか 設置場所の問題について、山内委員 当初予算の二百二十万円で出来るかどうか、新川委員 労働部長及び職業安定課長より答弁の後、異議なく原案可決に決定 せんにあるならば現在の内職あつせん相談所に予算をつけて進む方 による技術向上と賃金の関係及び賃金の基準の決め方について、 の補導を行う準備があるかどうか、村本副委員長 議題とし、 良いのではないかについて、 議案第三十六号(北海道立職業訓練所条例制定の件)を議題とし、 議案第三十五号(北海道立内職公共職業補導所条例制定の件) 従来の補導所とこの訓練所の内容の実質的差異について、委 (自民) より、 労働部長より説明を聴取の後、中野(与)委員(社)より、 内職希望者概数、北海道人と本州人の内職に (協ク)より、将来は札幌市以外にも それぞれ質疑、意見及び要望があり、 (社) より、 (社 より、 事業及びあつせん (社)より、指導 重点が内職あつ 臨時職員のよ (社) 国の助成は 将来高度 より、 を
- 調整問題等について、 訓練所指導員の免許問題、一般職業訓練所と総合職業訓練所の運営 員長より、 長及び職業安定課長より答弁の後、 つたら明文化すべきであること等について、 いては本条例に何もうたつていないことに関連して将来の方針が決 訓練法第九条の職業訓練の委託はどうなるか、運営につ それぞれ質疑、 異議なく原案可決と決定。 意見及び要望があり、 新川委員(社) より、 労働部

1

9, 定 ることに決し、時期、人選、 外ないことについてそれぞれ意見があつた後、異議なく上京折 は容易でないので早目に上京折衝する 必要 があること、 Ø て協力方要請があつた後、 社 線で運動することが正しいと思うこと、委員長より、 ついて質疑、 を議題とし、労働部長及び商務課長よりそれぞれ状況説明あわせ 国鉄貨物運賃割引制度廃止の件及び千歳駐留軍労務者失業対策 国鉄はある程度妥協したい意向とのことであるがその意味内容 より、 国鉄本社の意向は相当強いので解決は政治折衝による 商務課長より答弁、ついで同委員より、 貨物運賃の件に関し、山内委員 方法等については正副委員長一任と決 全面的延期 事務折衝で 新川委員 (社) よ 衝す

請願、 陳情については閉会中継続審査とすることに決定。

2

3 本日聴取した陳情等は次の通り。

(2)(1)苫小牧港開発株式会社に対する出資方につい 地下資源開発株式会社に対する道の出資に対しての謝礼及び今 苫 7

牧

市

長

の協力方について

桑 原 别 発 j; ÷. 幹

#### 農 務 委 員 会

〇六月十三日 分散会、 午前十一時十五分、副議長室において開議、 委員長 二瓶栄吾 (協ク) 午後零時三

より挨拶があつた。 開議前委員長より、 新委員武田治作君(自民) を紹介し、同委員

1

#### 付託案件の審査

1 を聴取の後、異議なく原案可決に決定 償に関する予算外義務負担の件)を議題とし、農政課次長より説明 害農業者に対する資金の融通に伴う転貸資金の貸付けによる損失補 議案第十七号 (昭和三十二年夏の低温等についての天災による被

案可決に決定。 担の件)を議題とし、農政課次長より説明を聴取の後、 害農業者に対する資金の融通に伴う道費補助に関する予算外義務負 議案第十八号(昭和三十二年夏の低温等についての天災による被 異議なく原

### 陳情の審査

第九九〇号 第九八九号 共同集乳組織整備促進の件 北海道総合家畜共進会開催の件 採 (採 択 択

第九九七号 第九九六号 農産物検査並びに雑穀検査継続の件 本道稻作再生産確保の件

択

ととし、意見書案文については後刻協議をすることとした。 第九百九十六号及び第九百九十七号について中央折衝を行うこ 人工授精用種雄牛確保の件 択

陳情については継続審査とすることに決定

1 物検査並びに雑穀検査継続等の件に関する意見書案文の内容につい 橋本(正)(社)各委員と決した。 ては起草委員に作成検討を願い再度委員会を開いて決定の上本会議 に提出することとし、起草委員は坂下副委員長(社)及び武田(自民) 北海道稻作再生産確保、畑作農産物価格安定、乳価安定対策、

2 て説明を聴取、ついで桶谷委員(自民)より、六月二日の降霜によ る被害の有無について質疑があり、農業改良課長より答弁。 農業改良課長より、六月初旬の作況並びに今後の気象状況につい

3 本日聴取した陳情は次のとおり。

に要望方 北海道食糧事務所の定員充足、 空知管内農業協同組合長会議代表 経費の特別配付等について中央

〇六月十七日 午前十一時二十五分、第三委員室において開議 午前十

時四十八分散会、委員長

二瓶栄吾

(協ク)

請願、 陳情の審査

第一、 〇〇一号 旭川市に道立園芸試験場設置の件 (継続審査)

1

確立対策の件については閉会中継続調査とすることに決定

前議会より継続調査事項の農業試験場整備拡充の件及び寒地農業

2 結果について起草委員より報告を受けることとし、橋本(正)委員 については橋本(正)委員より説明の順序とすることに決定。 点を説明の後、この文案により提出することに異議なく決し する要望意見書」「乳価安定対策に関する要望意見書」について要 見書」「畑作農産物価格安定に関する要望意見書」「農産物検査に関 (社)より、別紙意見書案「北海道稻作再生産確保に関する要望意 前回の委員会において採択した陳情に関連する意見書案文作成の

- 各委員、派遣期間は六月十九日より二十五日までと決定。)流遣委員は委員長及び佐久間(自民) 桶谷(自民) 橋本(正)(社) 選委員は自民党二、社会党一、協同クラブ一の計四名とし、人選及び派遣期間等については委員会終了後協議することに決定「終了後、派の中央折衝について諮り、道下委員(社)より意見があつた後、派の中央折衝について諮り、道下委員(社)より意見があつた後、派の中央折衝について諮り、道下委員(社)より意見があつた後、派の中央折衝について諮り、
- することとした。 
  の際農業試験場整備拡充関係の請願、陳情に関し調査カ所等を協議の際農業試験場整備拡充関係の請願、陳情に関し調査カ所等を協議の際農業試験場整備拡充関係の請願、陳情に関し調査について諮り、道下委員(社)より意見があつた後、本
- 答介は後刻資料調査の上書面答介することとした。種牡馬の購入費、家畜共進会の規模、種苗関係予算等について質疑、⑤ 委員長より、今回追加提案中の予算に関し、種牡馬、種牡牛及び

## 建設委員会

○六月十三日 午前十一時二十五分、第一委員室において問議、午後零

#### 付託案件の審査

- 島土地区画整理事業施行規程制定の件)を一括議題とし、土木部次行規程制定の件)及び議案第四十一号(札提都市計画豊平地区中の② 議案第四十号(札幌都市計画西郊地区東八軒土地区画整理事業施

れも異議なく原案可決に決定。要度合の強い地区から先に実施してほしいと意見を述べた後、いず長より説明を聴取、ついで斎藤委員(社)より、区画整理事業は必

- ④ 議案第五十三号(工事請負奨約の締結に関する件)を議題とし、題とし、土木部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。③ 議案第四十六号(北海道道の路線認定及び廃止に関する件)を議

#### 船議事

① 建築部長より、昭和三十三年度建設道営社会福祉住宅の取扱に

つ

② 土木部長より、厚岸町所在道道霧多布厚岸港線の渡船問題に関しては正式提案をまって審議することとした。日本道路公団に有料道路とすることについては次期議会で予算外とについて善処方を要請なお経費負担については次期議会で予算外とについて善処方を要請なお経費負担については次期議会で予算外とについて善処方を要請なお経費負担については次期議会で予算外とについて善処方を要請なお経費負担について道の同意を与える件及とについて善の計画を限度として経費負では正式提案をまって審議することとした。

時五分散会、委員長 中牧 保(自民) 〇六月十四日 午前十一時五十二分、第一委員室において開議、午後三

#### 付託案件の審査

る渡船の運営に関する件)を議題とし、土木部次長より、日本道路議案第五十八号(道道霧多布厚岸港線における日本道路公団によ

議することに決定した。 山委員(社)より、公団がこれで了解するかどうかが問題であると とすることになつたと述べたが高橋(石)副委員長(協ク)及び児見 をもつて負担するということがうたつてあるので当初提案のとおり 議。)、午後三時二分再開の後、土木部次長より提案説明の中に誠意 意見があり午後零時十五分一旦休憩 委員長(協ク)佐々木(自民)大石 経費負担の件を議案の中に含めるかどうかの点について高橋(石)副 中に含めてほしいと連絡してきたこと等について説明を聴取の後、 の間の連絡確認を十七日までにしてもらいその結果に基いて更に審 の意見があり、結局大石委員 |から経費負担の件について提案説明だけではまづいので議案の (社)の意見もあって公団と総務部と (休憩中土木、総務両部間 社 西島 (自民) 各委員より

○六月十七日 午前十一時十五分、委員長 中牧 保(自民)○六月十七日 午前十一時十五分、第二委員室において開議、午前十一

#### 付託案件の審査

説明を聴取の後、異議なく同意議決に決定。 算外義務負担の議決をしてほしいとの要望があつたこと等についての話合結果に関し公団は了承してくれたが是非九月議会において予の話合結果に関し公団は了承してくれたが是非九月議会において予談船の運営に関する件)を議題とし、土木部長より、道路公団によ議案第五十八号(道道務多布厚岸港線における日本道路公団によ

#### 般議事

るものであるがその折衝結果如何では協力方を願いたいこと等を述共事業費は決定済みなのでこれを予備金より支出してもらおうとすでには二百人の救済を目標にしており一億円の事業費を要するが公することになつていることを報告し、道としては現在百人また秋まため、商工労働委員、労働部長等が今月二十日東京に集合の上折衝土木部長より、失業多発地域指定に基く失業対策事業費の獲得の

委員長に一任することに決した。 をなく委員を派遣することとし、折衝委員及び派遣期間についてはまらいそれによつて必要を認めた場合はあらためて委員会を持つこまである等の意見があつた後、折衝の経過を土木部長より連絡して設省が中心となるのであるから土木部も労働部と並行して折衝すべ設者が中心となるのであるから土木部も労働部と並行して折衝すべた後、委員長よりあらかじめ上京折衝をすることについて決めて

### 農地開拓委員会

五十分散会、委員長 笠井幸衛(社)〇六月十三日 午前十時四十分、第二委員室において開議、

#### 一般議事

- ① 委員長より、非補助小団地等土地改良事業助成基金制度に対するの、土地改良課長より、非補助小団地等土地改良事業が成成基金制度のより、客土事業の新規地区採択の見通しについて質疑び意見があい、堀田委員(自民)より、第二十九特別国会に基金制度のより意見があり、について質疑があり、農地開拓部長より答介、つより意見があり、について質疑があり、農地開拓部長より答介、ついで土地改良課長より、土地改良事業新規着工地区の採択に関する中央の報査状況について説明を聴取の後、委員長より、本道に対する補助率の特例について農林省はどう考えを融資にすると補助事業が偏在する恐れがある旨、増田委員(社)を融資にすると補助事業が偏在する恐れがある旨、増田委員(社)を負長より、非補助小団地等土地改良事業助成基金制度に対するり、土地改良課長より答介。
- ② 委員長より、自作農創設維持資金の本道への配分見通しについて

時

小委員とするかについては保留とした。 員、委員長はオブザーバーとし、副委員長をオブザーバーとするか決した、なお、小委員は朝日(協ク)堀田(自民)増田(社)各委会を設け、文教林務委員会の小委員会と合同で審議を進めることに整問題の取扱いについて諮り、各委員より意見があつた後、小委員質疑、農地開拓部長、農地課長より答弁、ついで開拓林野両行政調

- うに措置するつもりかと質疑、農地開拓部次長より答弁。のあつた栗沢町の老朽溜池補修工事のトラブル問題についてどのよ⑥ 委員長より、予算特別委員会において松尾委員(自民)より質疑
- ⑥ 請願、陳情及び事務調査案件については閉会中審査または調査す

り、津川委員(社)より、指名推選の方法により、朝日委員(協ク)堀田臨時小委員長(自民)より、小委員長の選出方法について諮午後一時四十分散会、小委員長、朝日、昇(協ク)の六月十七日、午後一時三十五分、第三委員室において小委員会を開議、

を小委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

会、委員長 笠井幸衛(社) 地開拓小委員会連合審査会を開議、午後二時三十一分散 ・ 年後一時五十七分、第三委員室において文教林務及び農

一般議事

ことになつた旨を述べた。まつて次回連合審査会を開くこととし、その時期は七月中旬とするが行われ農地開拓部、林務部との意見交換がなされ資料等の整備をが持われ農地開拓委員長より、休憩中開拓実施要綱に基く計画の検討

#### 水産委員会

一十分散会、委員長 時田政次郎(社)一十後一時四十三分、第二委員室において開議、午後四時四

#### 請願、陳情の審査

情情

第九五五号 日本海すけそう漁業問題に関する真相究明の件

を出されるよう水産庁に督促されたいと要望の後、次期委員会にお 法第六十六条の解釈の問題は本件の重要な鍵となるので早急に結論 船及び加害船の船隻、船名、損害に対する賠償金額、支払状況等に 調査に当り道の基本的な考え方と行政権のどの項目を適用して調査 か、違反容疑の線があればそれは組合関係も調査したものか、被害 たか、口約書及び協定書は任意提出によるものか、押収によるもの 参考調査をされた人数、協定書及び口約書の署名者について調査し したが、取調べ方法及び調査対象は適当か、組合長を取調べたか、 までか、海区委員が協定したと言うが行政的にどういう項目でどう されていないことを指摘した後、行政的に調査のできる範囲はどこ で井野委員(社)より、本件の真相把握に必要な基本的諸点が解明 ただしその事象によってはその都度決めることの二点を決定、 の文書は秘密扱いにしないこと、(2)この委員会は秘密会としない ついて資料による答弁を要望、ついで阿部委員(自民)より、漁業 いう形で調査したか、違反容疑隻数及び調査対象人員はどの位か、 て審議を続行することとし、開催日は委員長に一任と決定

〇六月十四日 午後二時四十分、第三委員室において開議、午後三時二 分散会、委員長 時田政次郎

1 異議 限海域開放に関する意見書の案文並びに提出時期については委員長 オホーツク海の制限海域開放問題について協議。)の後、これを諮り、 より関連して意見があり、)、午後二時四十七分一旦休憩(休憩中、 において行いたいと意見があり(麻里(自民)松平(自民)各委員 後、阿部委員(自民)より、 延縄及び刺網漁業許可方針について漁業調整課長より説明を聴取 昭和三十三年度オホーツク海及び太平洋海域におけるすけとうだ なくそのことに決定、次に休憩中に協議したオホーツク海の制 検討を要するので質疑は次期委員会

> 2 長に一任と決定。 閉会中の請願、 一任とし、 、なお時期については今議会中にすることとした。 陳情の審査並びに事務調査手続きについては委員

#### 文 教 林 務 委 員 会

〇六月十三日 午前十時四十七分、第三委員室において開議、 五十六分散会、委員長 河野辰男(社)

#### 付託案件の審

1 定の件)を議題とし、学校教育課長より説明を聴取の後、異議なく 原案可決に決定。 議案第三十八号(北海道教員養成所条例の一部を改正する条例制

2 疑、学校教育課長より答弁があつて、異議なく原案可決に決定。 成績の優秀なものだけに限るか、また貸付金の償還方法について質 り、貸付手続きは複雑でないかについて、大沢委員 件)を議題とし、学校教育課長より説明を聴取の後、安達委員(無)よ 議案第三十九号(北海道公立高等学校生徒学資金貸付条例制定の (自民) より、

## 般

時十五分散会、委員長

河野辰雄

(社)

〇六月十八日

午前十時五十五分、第一委員室において開議、

午前十一

1 委員には中野(定)(社)伊藤(弘)(自民)安達(無)各委員を決定。 とする小委員会の設置について諮り、異議なくそのことに決定、 、同問題審議のため各派より一名ずつあげ委員長をオブザーバー 委員長より、林野と開拓の両行政の調整について審議する旨を述

- 2 議なくそのことに決定、派遣委員は大沢副委員長(自民)伊藤(弘) (自民) 渡部 (社) 次に先の委員会において決定の義務教育費予算折衝にあわせて大 京都、名古屋の各養護学校の視察を行うことについて諮り、異 の各委員に決した。
- 3 ついて諮り、 (自民) 山元(自民)中野(定)(社)の各委員に決した。 次に大沼、網走、両道立公園の国定公園昇格に関する中央折衝に 異議なくそのことに決定、派遣委員は委員長及び福島
- 4 折衝の経過報告を聴取することとした。 派遣期日を次のとおり決定の後、 次に道内視察について語り、異議なくそのことに決定、派遣委員、 道内視察の前に委員会を開き上京

派遣委員

道北班 大沢副委員長(自民)及び五藤(社)佐野(社)安達(無) の各委員

道東班 河野委員長(社)及び伊藤(弘)(自民) 福島 (自吳) Щ

(自民)中野(定)(社)各委員

派遣期間 七月中旬頃とし一週間の予定

(5) 散会後直ちに道立整肢学院を視察することとした。

〇六月十八日 年前十一時二十分、第三委員室において小委員会を開議 午前十一時二十五分散会、小委員長 安達徳太郎(無)

#### 小委員長の互選

決定 て諮り、中野(定)委員(社)より、指名推選の方法により安達委員 無) 伊藤(弘) (自民) を小委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに 臨時小委員長より、小委員長互選の方法につい

#### 特 别 委 員

#### 特 別 委 員 슾

〇六月十日 午後六時十三分、第一委員室において開議、 八分散会、委員長 二瓶栄吾(協ク) 午後六時二十

- 1 り、暫時休憩の後、午後六時十八分再開、深山委員(自民)より、 議を提出、異議なくそのことに決定。 **指名推選の方法により二瓶委員(協ク)を委員長とされたい旨の動** 高橋(石)臨時委員長(協ク)より、委員長互選の方法について諮
- 2 り、指名推選の方法により和平委員(社)を副委員長とされたい旨 の動議を提出、異議なくそのことに決定。 二瓶委員長より、副委員長互選の方法について諮り、 深山委員 ょ
- 3 十七分再開、配付の日程案のとおり審議を進めることとした。 次に委員会の審査日程について諮り、暫時休憩の後、午後六時二

〇六月十一日 午前十時三十五分、議場において開議、 分散会、委員長 二瓶栄吾 (協ク) 午後五時二十四

1 定のためには一貫した経営及び技術指導が緊要であるがこれに対す れに代る裏付けが必要であるが農務部の方針、22畑作農産物価格安 の要求貫徹推進に対する部長の所信及び要求米価が通らない場合こ 各所管に対する質疑に入り、津川委員 る部長の所信、 三十三年度追加予算関係議案のうち農地開拓部、 (3)乳価安定対策問題に対する部長の所信及び将来の (社) より、 11本年産米価格 商工部

题、 飛行場の進捗状況及び離島飛行場設置について考慮方等について、 の宣伝に関し現在実施中の具体的方法及び予算不足の問題 に対する出資金の内訳、役員構成、 題及び保健所等に対する医師の配置状況、 宗谷各方面に対する救援米の配給問題、8治岸漁家安定対策として 二年度における支庁別の入植予定者数と入植実績、60開拓不振地区 題に対する部長の見解これに関連して既入植農家に 対する 援 助 問 関 者、招集範囲、同様の説明会を各支庁でも行つたかどうか、支庁の 農務部長、農地開拓部長、商工部長より答弁、午後零時十四分一日 貸付金に関連して公社の設立進度状況及び計画事業内容、同肉畜の (2)中小企業振興資金の貸付状況、(3)中小炭鉱の維持安定に対する道 業資金を更に増額追加する意思の有無及び本年度の申請審査状況、 の小規模土地改良事業のその後の経過、9開拓保健婦の身分保障問 対策の進捗状況これに開連して現在実施中の具体的対策、冗離島、 末端農家に対する啓蒙指導方法等、(2)冷害米麦売払違約金収入及び 作営農改善対策要綱の説明会が宗谷支庁で開かれたことに関し主催 休憩、午後一時十四分再開の後、沖野委員(自民)より、山北海道畑 消流対策に対する部長の所信等について質疑、意見及び要望があり、 ないか及び本事例が今後に及ぼす影響の問題、22畜産公社設備資金 地かんがい事業に関し斜里地区に全額補助の経緯これに関連して地 に対する部長の所信等について、武田委員 の具体的方策、任中小企業金融対策問題に関し関係金融機関への予 見通し等について、西野委員 元に負担能力がないとすれば当初の調査指導に誤りがあつたので し当初予算で全部処理されなかつた理由 給飼料対策費の国外派遣旅費と負担金の内容並びに農産物売払に |金増加及び金利引下げ問題、15||北海道信用組合連合会の実現促進 仏雑島仙法志開拓問題のその後の経過及び今後の方針、 (自民) より、(1)中小企業機械貸付 新年度の事業計画等、 ⑩地下資源開発株式会社 (自民) より、 (3)重粘土地帯の開発問 山道立公園 (1)道営畑 (12) 稚内 (5)三十 ١

> 答弁 テレビ放送株式会社に対しても出資すべきでないか等に つ 導助成費減額の理由、 情悪化等より総合開発に悪影響を与えないか、道は最後まで争うつ う理山 置これに関連して同時期、 民)より、 間の粉争に対し空知支庁が仲介の労をとらなかつたことに関連して 入に関連して農業経営にはジャージとホルスタイン牛のどちらを入 に対する質疑を終結、午後四時二分一旦休憩、午後四時二十三分再 開拓地の土壌改良に関し部長の具体的方針、③中小企業相談所の指 深山委員 もりか、負けた場合の道民の損害補償はどこがするか等について、 一年より未納であるが全額回収は出来るか、出来ない場合の道の処 については延納が認められていないのにこれを認めた理由及び三十 が今後の道の行政措置に対する部長の所信等について、堀田委員(自 道は支庁より報告を受けたかどうか及び元請は看板のみの例が多い れる方が良いか、20栗沢町の老朽溜池補修工事にかかる 元 請 松尾委員 意見及び要望があり、 (一部文書回答。)があつて農地開拓部、 (2)未墾地の買収にかかる裁判問題に関し道民と理事者の感 (自民) より、 (自民) (1)浦河開協に対する流木売払代金の納入問題に関し流木 より、 |4||北海道放送株式会社に出資しているが札幌 (1)パイロツト (1)乳価安定対策に関し道の具体的対策、(2) 農務部長、農地開拓部長、商工部 同ケースの足寄農協に対する措置と喰革 ・フアームへのジャー 農務部、 商工部各所管 いて質 長より シ牛導 下

及び今後の調査方針、(2)利尻町舎形警部補派出所改築の見通し等に議会で問題となつたすけとうだら問題の内偵による違反事実の有無見解について質疑があり、)、沖野委員(自民)より、(1)第一回定例(関連して松尾委員(自民)より、名寄市長の選挙違反内容、法的察官の超過勤務手当が充分でないがこれに対する予算措置について察議院議員選挙の違反内容及び今後における検挙の見通し、(2)警)次に公安委員会所管に対する質疑に入り、深山委員(自民)より、)

に対する質疑を終結。解等について質疑、道警本部長より答弁があつて、公安委員会所管解等について質疑、道警本部長より答弁があつて、公安委員会所管茶店の営業時間制限等の取締方針及び同取締条例制定についての見許可手続、22背少年不良化防止対策及び今後の補導方針、33深夜喫ついて、山元委員(自民)より、12犯罪防止に関連して街路灯新設

会、委員長 二瓶栄吾(協ク) 〇六月十二日 - 午前十時五十分、議場において開議、午後五時十三分散

1

より、 よ り 、 関における学閥等による問題が起きているかどうか等について、 十六次、第十七次ソ連 所改築計画の基本的方針等について**、山元委員(自民)**より、 び昇格の時期、仏道有林野事業費のうち土地購入費の内容、 (2)生業資金貸付金の償還状況と償還督励対策及び市町村交付金の遅 の原因と調査結果、仏赤痢予防対策等について、沖野委員(自民) 用の見通し、③芽室町に発生した高校生のジュースによる死亡事件 今後の経営方針、(2)婦人相談所の利用者数の減少理由、厚生施設活 山委員(自民)より、山国民健康保険病院、診療所の経営状況及び 関と道立医療機関の競合に関連して今後の配置計画、15道立医療機 道立診療所におけるサービス改善、仏厚生連、市町村経営の医療機 策の経過措置、(2)道立丹羽診寮所及び豊浜診療所の廃止理由に関連 して今後廃止または市町村移穣についての基本的方針、(3)道立病院、 |持費の内訳及びカ所付、個林道新設費の内訳及びカ所付、 |由、〇||大沼、網走道立公園を国定公園とする内定までの経過及 ①第十六次、第十七次ソ連(樺太)引揚予定者の業種別内訳、 (1)留崩市、浜頓別町の火災、上の国町の水害に対する応急対 (3)道立医療機関の医師の待遇及び施設、設備の改善方針 衛生部、林務部各所管に対する質疑に入り、津川委員(社) (2)母子健康センター設置希望市町村数及び今 後の 増 置 (樺太)引揚予定者のうち無縁故者に対する (7)保健 (5)林道

> 質疑、 開催日 山委員 薬事課長より答弁があつて、民生部、衛生部、林務部各所管に対す 実の有無、3本道の血液銀行のあり方及び道立血液銀行を公営企業 銀行経営の採算問題、20汚染血の処分方法及び汚染血による被害事 医務薬事課長、保健予防課長、環境衛生課長、林政課長よりそれぞ 質疑があり、民生部長、衛生部長、林務部長、社会課長、福祉課長、 措置がなされなかつた理由、(3)保健所職員の資質の向上等について 防止対策の方針、 仏深夜喫茶店の営業時間の取締対策についての見解、青少年不良 として経営することに対する見解等について質疑、衛生部長、医務 したい旨の答弁があり、ついで西野委員(自民)より、 れ答弁、午後零時五十分一旦休憩、午後二時十三分再開、深山委員 る理由及び振興対策方針、②森林組合に対する自動車取得税の免税 を了承。)、次に堀田委員(自民)より、①森林組合振興費の過少な 生部長、衛生部長協議の上答弁されたい旨の要望あり、委員長これ る質疑を終結、午後三時一旦休憩、午後三時二十三分再開 (自民)に対する深夜喫茶取締条例制定に関し民生部 長 より 善処 民生部長、衛生部長より答弁、深山委員より道警本部長、民 (自民) より、深夜喫茶取締条例制定についての見解につき 本年度の重点方針及び予算の内容等について(関連して深 (5青少年問題協議会の構成員、(6同協議会の次期 (1)道立血液

貸付金の金利問題の結論及び道の方針に対する市町村の協力状況、動部の所信及び善処方、23当初議会において質疑した住宅改修資金といてはもくりの出稼が出ているため賃金不払、契約変更等のケーは、より、13治岸漁業の不振による出稼が多く特ににしん地帯には設省との交渉経過及び労働部長の所信並びに関係各部は完全な意建設省との交渉経過及び労働部長の所信並びに関係各部は完全な意建設省との交渉経過及び労働部長の所信並びに関係各部は完全な意建設省との交渉経過及び労働部長の所信並びに関係各部は完全な意建設省との交渉経過及び労働部長の所信並びに関係各部は完全負債と大り、松尾委員(自土木部、建築部、労働部各所管に対する質疑に入り、松尾委員(自

疑、意見及び要望があり、土木部長、建築部長、労働部長より答弁 働対策を確立すべきと思うがこれに対する部長の見解等について質 と促進方、15多発する炭坑事故に対する労働部の処置状況及び今後 早いが監督及び検定は厳重にされたい旨、 の対策方針等について、西野委員(自民) 関連して今年度施工予定事業の着工状況及び残事業の着工見込時期 全調査の上河川改修財源とされたい旨、 |2||河川費の増額問題これに関連して堤防敷地及び敷地内立木数を完 で奪い合いの状況であるが更に一隻新造する気持はないか等につい いて質疑、)、15利礼道路の整備強化問題、16漁港浚渫船は各支庁間 の線で進めるのか、または発起人会で新たに計画を樹てるのかに 連して山元委員 |3||道関係建築工事の監督、検定の実施状況、|||組島航路整備 人平均の受持粁数及び内地府県との比較並びに増員計画の有無、 あつて土木部、建築部、 (金問題に関し本道においては開発計画に沿つた独自の中小企業労 近く設立の見込みであるとの新聞報道の真否及び出資の状況 津川委員(社)より、(1道路、 (自民)より、同会社の人事、 労働部各所管に対する質疑を終結。 橋梁の管理問題に関し現道路工手 (3)公共建物は竣功後損償が より、 41工事入札が遅いことに 中小企業労働者

る質疑を行うこととした。
の本日審議予定の水産部及び教育委員会、総務部各所管に対する質疑を行うこととした。

〇六月十三日 午後二時十二分、議場において開議、午後五時五十二分

的内容、44本道の特殊性を考慮した場合、法を逸脱しないか、5道中であるのかどうか、22実施する場合の時期、33現在検討中の具体より、勤務評定に関して、11勤務評定を実施する前提のもとで検討水産部、教育委員会各所管に対する質疑に入り、西野委員(自民)

より、 例に関連して関係市町村の同条例制定の進捗状況について質疑、水 整課長より答弁、(関連して沖野委員(自民)より、 術の導入及び道内における普及等について質疑、水産部長、漁業調 長、 漁地帯貧困漁家に対する代金延納等食糧特配措置等について質疑、 船方式漁業の見通し、(9)漁業協同組合指導指針の内容、(0) たて貝の増殖及び害虫防除対策、16常呂川汚染による被害状況調査 対する道の見解、 なかつた経過、22漁業共済制度に対する見解、 三年度すけとうだら許可方針の改正に関連して、関係機関に報告し を述べ、次に沖野委員(自民)より、①オホーツク海における三十 委員(自民)より要求の速記録ほん訳調査のため暫時保 留 す る 旨 後四時三十二分再開後、委員長より、教育委員会所管の質疑は西野 打合せのため、年後三時五十一分一旦休憩(休憩中代表者会議。)、午 産部長より答弁。)西野委員(自民)より要請のあつた速 記 録 調 査 流網漁業の漁価安定対策及び消流状況、(2)沿岸漁家経済振興促進条 ついての見解、倒こうなごまき網漁業の許可基準、同漁業の本州技 策地区委員会の設置状況、(3)道の許可事務促進に伴う機構 成条例に伴う事務体制充実に対する道の見解及び沿岸漁家 することについてはかり異議なくこれを了承、 疑は速記録調査するまで一時保留し、他の問題に対する質疑を続行 更に質問したいと要望、 徳教育に対する見解及び文部省通達の内容並びに実施時期等につ て質疑があり、教育委員長より答弁、再三質疑応答があり、 漁価の安値に関連し漁価安定対策、20沿岸漁家経済振興促進助 |7||大型魚礁設置構造、経営方針、設置カ所、||8||西カム基地独航 11日本海ます流網漁業の採算操業に関連して、操業期間の延 教育委員長の本会議における答弁内容を速記録 (4)さんま漁業の五本立の案に対する考え方、16)ほ 委員長より西野委員の勤務評定に関する質 次に岡田委員 (3)漁業制度調査会に (1)日本 拡 振 一海ます 西野委 充に 與與対

水産部所管

**漁政課長、** 

漁業調整課長より答弁があつて、

こととした。 に対する質疑を終結、教育委員会所管に対する質疑は明日続行する

改会、委員長 二瓶栄吾(協ク) 〇六月十四日 午前十時二十五分議場において開議、午後五時四十七分

増改築に対しPTAの費用負担についての考え方、 道の特殊事情に関連して他の都府県との共通面、 連して深山委員 り、当時の経過を聴取したい旨の要望があり、委員長これを了承(関 東北、北海道教育委員長、教育長合同会議に出席した東前委員長よ 合の人事に関 東前委員長より聴取した当時の経過につき説明、 北海道教育委員長、教育長合同会議の経過につき教育委員長より、 午後四時十九分再開、西野委員 育長、教職員課長よりそれぞれ答弁。)、午後零時三十二分一旦休憩、 施するかどうか結論の出ない理由等について質疑、教育委員長、 にして行われているか、 答弁、再三質疑応答の後、西野委員 月末実施することを申合せた経過等について質疑、教育委員長より 十二月開催の東北、北海道教育委員長、教育長合同会議において四 ないと定められているが実施しないことが出来るかどうか、 がらないという結論が出た場合の決意、22法で実施しなければ ける答弁の速記録ほん訳により検討した結果、 民)より、 る産業教育振興施設設備費の国庫補助金に対する道担分 の 予 算 たい旨の要望があり、 日に引続き教育委員会所管に対する質疑を続行、 各方面の意見を充分に聴きいれ良い案を早急に作成して実施 質疑保留中の勤務評定に関する教育委員長の本会議にお 「する意見に対し教育委員会の取扱態度、 (自民) より、 (2)身上申告書の様式及び調 次に山元委員 (1)昇給、昇格、 (自民) より要請のあった 東北、 (白民) より、委員長に対し、 (自民) 転勤等は 何 1)教育上効果 より、 西野委員 4勤務評 (3)高校に 査方 西野委員 (1)教職員組 法、 (自民) を基 定 (3) 昨年 を実 (3) なから 自 け あ 本 旌

> 解等について質疑、 電灯学校の支庁別数、 部授業または仮教室によつて授業を行つている支庁別学校数、 状及び補導方針 徴収に関連して寄宿舎の計上経費の額、 置の見通し、 保健体育課長、施設課長より て教員の家庭教師禁止措置に対する見解、 納事務の改善、20養護教員養成所の宿舎に入所している者の使用 (4)産業教育に関する教員手当の予算未措置の理由等に ⑤道徳教育に対する各学校の態度、⑥小学校の二 (自民)より、①教職員の給料及び教 教育長、教職員課長、 (8)凶漁地帯の学童に対する学校給食実施の見 それぞれ答弁があつて、教育委員会 (3)羽幌町教育委員会にお 個青少年の非行事件の実 財務課長、社会教育課長 の (7) 無

分散会、委員長 二瓶栄吾(協ク)〇六月十六日 午前十一時十五分、議場において開議、午後六時五十一

管に対する質疑を終結

1 を続行、 思がないか、 していないといつているこれに対する考え方、また道が関係町 していると答弁しているが上水道連絡協議会の声明書によれば了解 ているがこれに対する所見、 来たのを三十年度より打切つたがこれを当初の考え方に修正する意 に上水道連絡協議会の意見を徴することになつているが今回の予算 の問題特に前議会議長あつせんによる三派幹事長会談の取決めの 団体を除外した理由、 措置は同会の了解を得たのか、 |連して前議会で見通し得なかつたのか わづか一カ月半たらずで三億五千万円余の伸びを示し 総務部所管並びに各部所管における保留分について一括 でかけたのではないか、 西野委員(自民)より、(1)中小上水道事業道費補 同補助打切りにより関係市町村に多大の影響を及ぼし 同事業は二十二年度から道費補助で行われて (2)昭和三十二年度決算見込み特に道税 同補助打切りに当り関係町村長が了解 申請のあつた関係三十七団体より八 当初予算より十億余も たことに 助 て質 打

長は答弁しているが今後追加計上の額はどの程度考えているか、税 当局が本当の数字を提示しないで審議させているこのような態度に ものか、またその性格、労働金庫に対する貸付金に関連して先に自 次長より答弁、西野委員より中小上水道財政調整交付金問題に 時期的に遅いこと及び石炭手当免税と寒冷地控除の二本建でばらば における需用費、中小企業維持振興資金、 ついての考え方、毎年度決算で相当の不用額を出しているが道庁費 込みに関連して常に収入の実績を把握していなければならない財政 二月の月末における一時借入金残高、三十二年度道稅収入の決算見 ければならないものが他にあるか、三十二年十二月、三十三年一月、 ような貸付金は他にあるか、また金庫以外に貸付金として処理しな が出されているが貸付金の利率が預託金利より低くなつているこの 治庁で政策的預託金は貸付金として予算措置すべきである旨の通達 る決算見込み、国庫返納金が一千六百万計上されているが何年度の 長より答弁、阿部委員(自民)より、 ることに関しその考え方について質疑、知事、総務部次長、税務課 官庁からいまだ通達がでていないのに宗谷支庁で説明会を行つてい 前の収納金額と件数、20畑作営農改善対策に関する農林省案を主務 増加しているが各支庁毎の公売件数と公売による換価金額及び公売 か、また町村に委託して取立てている税の徴収率、逐年差押物件が 特に道税の取立方法について町村が立替払いをしている事実がある ク)よりも質疑があり、)、次に沖野委員(自民)より、 て再三質疑、 らにやつているからでないかその考え方について質疑、知事 後の経過、今後の推進方法、 り税の寒冷地控除を運動すべきでないか、石炭手当免税運動のその 道税が伸びた理由、 先の議会で義務的経費は十二月まで組み終えていると部 知事より答弁 (関連して深山委員(自民)秋山委員 (3)寒冷地控除問題に関連して石炭手当の免税よ 同運動が功を奏しないのは中央折衝が (1)財政問題特に現段階におけ 農家負債対策費等の不用 うい

> する質疑を終結。 のように考えているか等について質疑、 がめられて来たが国の経済計画に見合う計画樹立が必要と思うがど 人から種々批判されているが先に行われた本道開発公共事業に対す 的に扱われているのでないか、②北海道開発問題が各機関及び各個 道教委に提出されて評定されることになつているがかかる価値判断 する考え方等について、深山委員(自民)より、①人事管理につい 過少に見込まれていると思うがこの程度の額は期待できるのではな 初に見込んだ事業税算定の基準となる所得額煙草消費税が一億程度 外収人の現段階における未済額及び昨年度との比率、三十三年度当 今後の具体的推進方策はどうか、また従来は総花的で陳情政治でゆ る稻葉報告によると道は一部過大評価していると結論づけているが 数字などか真ぴよう性がないと指摘されているがこれらは常に政治 ないと公平な人事が行われないのではないか等について、松尾委員 を勤務評定といわないか、数多くの部局があるときは一定の基準が ては全道一定の基準により身上、特性、勤務状態、希望等校長から て特に昇級、昇任、配置転換は何を基準にしてやるか、教員につい (自民) より、(1)自動車取得税の創設及び三十二年度決算見込みの また同税の性格が目的税的になつて来ていると思うがこれに対 (2)自動車取得税は当初創設の時と事情が変つて来たがその見 財政課長、税務課長より答弁があつて、総務部所管に対 知事、 副知事、 出納長、総

とし、明日午後一時結論を持寄ることに決した。議。)、再開の後、意見調整のため各党代表者をあげて検討すること② 付託案件の取扱いについて諮り、暫時休憩(休憩中代表者にて協

① 議案第一号昭和三十三年度北海道歳入歳出追加予算を 議 題 に 供の六月十七日 午後十時四十二分、議場において開議、午後十時四十九

決とすることに決定。 、秋山委員(協ク)より、各党代表者会議における意見調整の結 し、秋山委員(協ク)より、各党代表者会議における意見調整の結 し、秋山委員(協ク)より、各党代表者会議における意見調整の結

員長より、付託案件に対する審査終了の挨拶を述べた。 ・ ② 次に委員長報告の文案については委員長一任とすることとし、示

## 総合開発調査特別委員会

○六月二日 午前十一時三十分、第二委員室において寒地農業確立対策の六月二日 午前十一時三十分、第二委員室において寒地農業確立対策

て諮り、異議なくそのことに決した。あり本委員会は一応散会し直ちに打合会に全員出席することについされているのでこの機会に中央の状勢等について協議を願う考えでされているのでこの機会に中央の状勢等について協議を願う考えで小委員長より、本日は農林省より中野寒冷地振興対策室長が来道

# 〇六月十四日 午後一時五分、第一委員室において開議、午後一時五十

より、総合開発促進小委員会の経過についてそれぞれ報告、ついで寒地農業確立対策小委員会のその後の経過について、太田委員(社)る中央折衝の経過について報告の後、伊藤(作)委員(自民)より、委員長より、青函トンネル早期実現問題及び寒地農業確立に関す

たい旨要望があり異議なくそのことに決した。 題もあり必要な弱きもあらうと思うので正副委員長に一任善処され② 委員長より、今後の進め方について諮り、秋山委員より、種々問

行いそれとあわせて本年度予算の点についても配意願いたい旨を述委員長より、本問題について慎疑、新川委員より応答があつて、小ということかどうかについて質疑、新川委員より応答があつて、小ということかどうかについて質疑、新川委員より応答があつて、小ということかどうかについて質疑、新川委員より応答があつて、小ということかどうかについて質疑、新川委員より応答があつて、小ということかどうかについて質疑、新川委員より、また調査費の使途は本社で決めるのではないか等について、小委員長より、また調査費の使途は本社で決めるのではないか等に対して、お川委員(社)より、背函トンネル早期実現の問題及び電気料金の、新川委員(社)より、背函トンネル早期実現の問題及び電気料金の、新川委員(社)より、背函トンネル早期実現の問題及び電気料金の、

されたいと要望、企画本部長より答弁。べ、今後の方向について十四日開会予定の本委員会までに中間報告

2 するかを諮り、 て行くことにしたい旨を述べた。 問に扱う小委員会を設けてはどうかという意見であるがどのように 促進をはかる部署を設けてもらうこと及び開発特別委員会の中に専 開発調査課長より答介、小委員長より、中央に未開発地の文化厚生 するよう進むべきであると思うがこの点について質疑、企画本部長、 はどうかについて、宮津委員より、本委員会に意見を提出して打開 ばうまくないので当委員会で結論を出し作つてもらうよう運動して 対策室のように企画室のようなものを作つてもらうようにしなけれ について、朝日委員 ような点を当委員会として本委員会に報告することにしてはどうか らうというように段々積上げていかなければならぬと考えるがこの 明らかにしてもらうことと開発庁の中にそれを取扱う係を置いても について、井口委員 盛られているかを調べ来年度の具体策を各部から出してもらつた上 協議する旨を述べ、本件は三十三年度予算の中にどのような具合に 補助率の問題等でも未解決に終つた状態であり関係部課の主張点を てるのがキーポイントと思うがその考え方について、新川委員より、 のが一番困るので責任の所在をまずはつきりさせて今後の対策を樹 補助率の問題や立法措置にしてもどこに責任があるのかわからない で協議することになつていたがその後の経過について、宮津委員よ 次に小委員長より、未開発地文化厚生事業整備促進の件につい 開発庁より大蔵省に提出される三十四年度開発予算要求の時期 本問題は十四日開会予定の本委員会に報告し承認を得て進め 井口、朝日、新川各委員より意見があり、小委員長 (協ク)より、開発庁に農林省の寒地農業振興 (社)より、今までの開発予算折衝の経過から

り、今後の方向としては開発審議会が開発庁に建議した四項目に尽③ 次に電気料金低減問題の今後の進め方について諮り、新川委員よ

方法等について協議を願うこととした。 方法等について協議を願うこととした。 方法等について協議を願うこととした。 方法等について協議を願うこととした。 方法等について協議を願うこととした。 方法等について協議を願うこととした。 方法等について協議を願うこととした。 方法等について協議を願うこととした。





## 北海道東北六県議会事務局長会

〇六月五日 運営並びに最近の議会運営の諸問題について協議した。 秋田県において開催、六、七の両日開催される議長会議の

#### 北 海道 東北六県議会議長会

〇六月六、七の両日 報告があり、次いで次の事項を協議、関係方面に要望することに決定 の紹介があつた後、前回会議決定事項の処理について青森県議長より 秋田県において開催、まず新任の青森県正副議長

- 漁港整備事業の促進について
- 東北地方開発の具体策確立について
- 北開発促進計画の早期作成について
- 国上総合開発法第十三条第二項に基づく特定地域開発計画事業に

対する国の負担割合に関する特例の立法措置について 東北地方幹線鉄道の複線化及び電化工事の促進について

- 国有鉄道新線建設工事の促進について
- 国民年金制度の法制化促進について
- 東北地方に国立精神薄弱児施設設置につい
- 保育費措置費に対する国庫負担の増額について
- 海岸保全施設事業の増額について
- 新市町村建設促進について
- 公立文教施設に対する補助金枠の拡大措置について
- 国民健康保険法の改正について
- 高血圧調査研究所の設置について
- 億易水道布設費に対する補助の増棒について
- 農業共済制度の改善について
- 自作農維持創設資金の災害枠の適用範囲の拡大について
- 特定地域開発事業(開拓)の促進について

会計年度の歴年制について

- 上地改良事業に対する補助率の引上げについて
- 八郎潟開拓事業の促進について
- 自作農維持創設資金枠の増額について
- 蚕系業の危機突破対策について
- 財政再建団体の行政水準引上対策について



## 地方行政疑義問答集

### 議員の発案権について

期 (法一一二)

発

案の時

(昭和四、七、三〇 行政実例)

議員ノ発案モ亦園ヨリ問会中ニ限ルモノトス。「町村会開会前ニ於テハ議員ノ発案アルコトヲ得ズ町村制第五十三条ノニニヨル

## 議員の議案提出権(法一一二)

(名古屋市議会事務局長宛 行政課長回答)(昭和二五、六、八 自治行発第九三号)

- **問一 議員の議案提出権は予算を除いて議会の議決事項すべてに及ぶか、限界が**
- する会議規則は、妥当でないと思うがどうか。

  一議員提出議案は一人でできるのに、修正案提出の動議に赞成者を要すると
- その他執行機関の執行の有効要件としての議決については、議員に提案権は答一 地方自治法中特に「長が議会の議決を経て定める」旨規定してある事項、

二さしつかえない。

とになつたので念のため。地方自治法の改正により「議員の定数の八分の一以上の登成」を要するこは釈)問二中「議員提出議案は一人でできるのに」とあるのは昭和三十一年の

## 常任委員会に関する条例の発案権(法一〇九)

(各都道府県知事宛 地 方 局 長 通 達)

がすべきものと思料するがどうか。により執行機関においても発案できるか。また、この条例の公布は、執行機関問「常任委員会に関する条例の発案権は議員専属であるか、法第九十六条第一号

前段、執行機関は発案できない。後段はお見込のとおり。

## 意見書提出の発議権 (法九九)

(北海道総務部長宛)行政課長国答のうち/(昭和二五、七、二〇一自行発第一三九号/

然議会の代表者である議長と思うがどうか。 問 法第九十九条第二項の意見書提出の発議権は議会に専属し、その発案者は当

いうまでもない。 を外部に提出する場合は、議会の代表者である議長名を用いることとなるのは合 意見書原案の発案権は議員にあると解される。なお、議会の議決に基きそれ

### 意見書の発案 (法九九)

長ヨリ発案スペキモノニアラズ。 法第九十九条ノ意見書ハ市会、町村会ニ於テ発案スペキモノニシテ市長、町村

## 会議規則と発案権 (法一二〇)

会議規則ノ如キハ議員自ラ発案スヘキモノニシテ理事者ニ於テ発案スルヲ得サ

委任談決の提案権

(法一八〇)

(北海道議会事務局長宛 行政課長電信回答) (昭和三〇、一二、一七

答 長は、議長に対して事件を指定して議決を依頼することができる。 問 法第百八十条の提案権は、長にもあると思うがどうか。

## 町村制第三十五条第一項と発案権 (法一二七)

ルコトヲ認メタルノ主意ナリトス。かおハ町村会ニ於テ議決スヘキモナルコトヲ明記スルト同時ニ町村会ニ発案権アガ右ハ町村会ニ於テ議決スヘキモナルコトヲ明記スルト同時ニ町村会ニ発案権アーリーの対象の対象を

## 被選挙権有無の決定に関する議案の発案権(法一二七)

ノ議案ハ町村会議員発案スヘキモノトス。町村制第三十五条第一項ニ依リ町村会議員ノ被選挙権ノ有無ヲ決定スルニ付テ

### 議員の発案権 (法一二二)

(福岡県総務部長宛 一行 政 課 長 回 答)(昭和二八、一〇、二二 自行行発第二九九号)

るか。 べく次の議会に前の議決を取り 消す旨の議案を 議員から 提案することが できたが、その後新事態発生のため一部議員間においてその執行を差し控えさせる 間 前議会において当局提出の「土地交換について」の議案を原案どおり可決し

#### 答 できない。

答

お見込のとおり

## 局部設置条例の発案権(法一五八)

(福岡県議会事務局長宛 行政部長回答)

**問一 法第百五十八条第一項の規定では、議会も局部設置条例の発案権を有する** 

事のみに限られたごとく解されるかどうか。 あると思考されるにもかかわらず、同条第二項の規定では、その発案権が知っての解釈が妥当とすれば、局部の数の増減等について議会も条例発案権が

二 一により承知されたい。 答一 法第百五十八条第二項との関係上知事のみ発案権を有すると解する。

### -

起債の議決の提案権

(法三三六)

(奈良県議会事務局長宛) 行政課長電信回答/(昭和二八、四、一三)

長に専属すると解すべきか。
問 法第二百二十六条の規定による起債の議決の提案権は、普通地方公共団体の

答お見込のとおり。

## 予算外義務負担議案の発案(法九六、一一二)

(三重県議会事務局長宛 行政課長回答) (昭和三〇、一、二〇 自丁行発第二八号)

#### 予算外義務負担設定の発案権 (法一一二)

(福島県総務部長宛 行政課長回答)(昭和二五、五、一二

問 議員において発案することはできないものと解する。 予算外義務負担設定の発案権は議員にもあると思われるがどうか。

#### 助役同意議決の発案者 (法一六二)

(山口県総務部長宛/昭和二五、九、五 行政課長回答/自行発第一九七号/

間 議会の意思のみによるから要求はできるが発案権がないという説があるご 発案権があるか。(同意も議決であるから市長に発案権ありという説と、同意は 法第百六十二条の発案権は市長に専属するものと解する。 市長が助役の選任に当り議会の同意(法第百六十二条)を得る場合に市長に

#### 字区域変更の議案提出者 (法二六〇)

(昭和二二、九、一二) 山形県総務部地方課長回答)

できる 法第二百六十条(字区域の変更等)の議案は、市町村長のみが提出することが

#### 市町村長の発案権の範囲 (法一四九)

事項ハ市町村長ニ於テ発案スペキモノニ非ス。 五十九条(地方自治法は第九十八条、第九十九条及び第百二十条)ノ規定ニ係ル 制第四十五条乃至第四十七条及第六十三条町村制第四十二条乃至第四十四条及第 は第百四十九条第一号)ノ規定ニ基ツキ市町村長ニ於テ発案スヘキモノナルモ市 市町村行政事務ニ係ル市町村会ノ議事ニ付テハ本条第二項第一号(地方自治法

## 法第九十一条第二項の提案権

(長崎県総務部長宛)(昭和二九、七、三〇 行政課長回答)自丁行発第一二九号)

問 法第九十一条第二項の規定による条例の提案権は、 長にもあるものと解する

お見込のとおり。

#### 監査委員設置条例の発案権及び選任 (法一九五)

·富山県総務部長宛 ·昭和二六、九、一〇 行政課長回答)地自行発第二七一号)

監査委員設置条例を議員は発案しうるか。

二 監査委員設置条例を制定したが、長が当該委員の選任手続をとらなかつた 場合、この条例の効力はどうか。

答 お見込のとおり。

選任をしなければならない。 条例の法律上の効力には影響はないが、長は条例に従つて必ず監査委員の

### 選挙管理委員会の書記定数条例の発案者 (法一九一)

(鹿児島県地方課長宛(昭和二三、三、四 自治課長電信回答

法第百九十一条第二項の条例の発案者は、委員長と思料するがどうか。

答 条例の発案は、議案 提案の一般 原則によるべく、委員長に はその 権限がな

## 副知事を置かない旨の条例の発案権(法一一二、一六一)

/愛媛県議会事務局長宛 行 政 課 長 回 答/昭和二八、九、二九 自行行発第二七八号/

問 法第百六十一条第一項但書の規定による条例の議案は、議会の議員にもそ

の提案権があるものと解してよいか。

- は出訴する理由とならないものと解してよいか。(当県議会会議規則には条例の提案権について別設の定めがない。)に違反す(当県議会会議規則には条例の提案権について別設の定めがない。)に違反す十六条第四項及び第五項に規定する一権限を超え久は法令若しくは会議規則十六条第四項及び第五項に規定する一権限を超え久は法令若しくは会議規則
- 解釈し、またどのように運用するのが適法であるか。 にはどのように連用するのが適法であるか。 これはどのようにで、その議決が副知事を置かないことを定める条例であるときは、それまでで、その議決が副知事を置かないことを定める条例であるときは、それまで在任した副知事は当然その職を失うものと思われるが、一方知事が同条第五在任した副知事は当然その職を失うものと思われるが、一方知事が同条第五を任した副知事は当然その職を失うものと思われるが、一方知事が同条第五年に議決となった。
- 出訴しうる期限を明示されたい。 場合の再議に付しうる期限及び同条第五項の規定を適用しようとする場合の目 普通地方公共団体の長が法第百七十六条第四項の規定を適用しようとする
- 一 お見込のとおり。
- と解する。 
  一 議員が条例を発案したことを理由とする限りにおいては、お見込のとおり
- 出訴の理由とならないので、これにより承知されたい。 議員が条例を発案したことを理由とする限りにおいては、再議に付し父は
- は審議を総行することができる余裕を存して行うべきものと解する。に再議に付すべきである。なお、再議に付するには、時間的余裕がある以上1 再議に付しうべき時間的余裕がない等特別の事情がない限りは当該会期中

## 議案提出に関する疑義(法一一二)

(砒和二六、一一、九 地自行発第三六三号)

の議員とは、議長を包含しないものであるとの行政実例(昭二五、七、二〇一 法第百十二条第一項の「議員は……提出することができる」という規定中

問

と考えられるがどうか。の双方に提出権があるもの)に対する議決は無効であるという越旨ではないの双方に提出権があるもの)に対する議決は無効であるという越旨ではない自行発第一三九号)は、議長名を冠用して提出された議案(市町村長、議員

梁と解することができることによるものか。
二 一の場合、無効でないとすれば、議長名を短用していても議員としての提

答一 無効ではないが、適法であるとはいい難い。

一 お見込のとおり。

## 議長の議案提出権(法一一二)

(島原市議会事務局長宛)行 改 課 長 回答)(昭和二四、一〇、二九)自行発第一二号)

- すべきでないという根拠を明示願いたい。 の代表である議長が議会関係の条例又は規則を議案として提出することは法問 議員は議会に議案を提出することができることになつているが、その議員
- もあえて支障ないと思考されるがどうか。のであり、従つて規則であれば議会に議案を提出する場合議長名を寇用して二一条例は外部的にも拘束力を有するが、議会関係の規則は議会の内部的なも
- らできないのである。 すなわち、議長名をもつて議会に議案を提出することを許した規定がないか認められているのであり議長には認められない。 ニ第百十二条第一項の規定により議会に議案を提案できるのは議員にのみ
- 二 一により承知されたい。

### 議案提出の方法(法一一二)

(福岡市議会事務局長宛 行 政 課 長 回答)(昭和二五、七、一四 自行発第一二八号)

もつてしなければならないことになつているが、市長の議案提出については、問 法第百十二条第二項(現行法では第三項)により議員の議案提出は、文書を

**承りここ。** ものと解するが、議会側発案と理事者側発案にこのような区別を設けた理由を 文書をもつてしなければならないとの別段の規定がないので口頭で発案できる

と口頭をもつてするとを問わず、議案の提出の形式は自由である。 の場合にのみ法的に義務があり、それ外以のみならず議会は文書をもつてする をもつて提案するのは第一の「団体意思の決定」(但し、歳入歳出予算は除く。) 決すべき事件」には第二の「機関意思の決定」は含まれず、従つて議会が文書 に明文の規定はなかつた。かかる事情に懲すれば、同条にいわゆる「議会の議 それまでは「機関意思の決定」についてその議案提出の際の形式については別 二の「機関意思の決定」にのみとどまつていたものを拡大して議会の権限の強 法律第五十六号、町村制中改正第五十五号)において、議員の提案権が従来第 ととされているものの三種があり、このうち第一の「団体意思の決定」について のものの意思を決定するにとどまるもの(いわゆる機関意思の決定たとえば意 思として成立するもの(いわゆる団体意思の決定)、口議会の議決が単に議会そ 化を図る趣旨から現在の法第百十二条と同趣旨の規定が新設されたのである。 は、昭和四年四月の地方制度改正(府県制中改正法律第五十五号、市制中改正 の権限に属する事務を執行するに当り、その前提として議会の議決を要するこ 見書の提出、議員の懲罰、会議規則の制定など)、闫普通地方公共団体の長がそ 議会の議決する事件には、日議会の議決が直ちに当該普通地方公共団体の意

## 会議規則の規定事項(法一一二)

(呉市議会事務局長宛 行政課長回答)(昭和二五、三、一八 広 連 第一号)

に関係なく適宜、会議規則中に定めてよいか。

(世界なく適宜、会議規則中に定めてよいか。)

(世界なく適宜、会議規則中に定めてよいか、単にその議決が一応議会の機関意思を表示するにとどまる事件のごときいい、単にその議決が一応議会の機関意思を表示するにとどまる事件のごとき議会の議決のみによつて決人としての市の団体意思が決定されるような事件を議会の議決のみによつて決人としての市の団体意思が決定されるような事件を議会の議決の及び表示でき事件」とは、

答お見込のとおり。

## 議会の議決すべき事件の範囲(法一一二)

- 事件としてとり上げられるか。 
  一議員の辞職勧告を議員提案として発議したが、議会はこれを議決すべき
- 二。右と同様の方法による議長不信任の場合についても教示願いたい。『単作》してとり』とはするが
- 思の決定としての議決としても適当でない。答一《法第百十二条の「議会の議決すべき事件」には該当しない。なお、機関意
- ハ。 議長不信任の議決についても同様「議会の議決すべき事件」には該当しな

## 発議者中のかしと発議の効力 (法一一五の二)

(各都道府県総務部長宛 行政課長通知のうち)(昭和三一、九、二八 自丁 行発 第八二号)

もかしがあれば当然発議は無効となるか。 問 法第百十五条の二の発議は合同行為と解され、したがつて、そのうち一人で

いものと解する。
答 発議者のうちかしある者を除いた数が法定数をみたす限り、無効とはならな

## 議長名で提案議決し後日議員と訂正の上執行した

行為の効力(法一一二)

(秋田県由利郡象潟町公安委員会宛 行政課長回答)(昭和二六、一〇、二四

て執行した。右の議案の議決は最初の提案において既に法令違反であるから、何某とあるのを議員と訂正し、しかるのち、その訂正について議会の承諾を得問「町議会議長名で提案された議案が可決されたが、町当局は専決で提案者議長

なるものとは解されない。 その議会の議決は無効従つてそれに基く執行行為も無効と解してよいか。 設問のごとき処理扱は妥当を欠くが、議会の議決及びその執行行為が無効と

#### 議案の撤回と賛成者(発議者)の関係 (法一一二)

(各都道府県総務部長宛/昭和三一、九、二八 行政課長通知のうち自 丁 行 発 第八二号

問 答 前段 発議者全員の同意があれば足り、賛成者の同意は、これを必要としな 議の際の要件であつて、審議継続の要件とは解されない。 の要件を欠くに至つた場合、当該発議は有効なものとして存続するか。 た、議員定数の八分の一以上の発議者によつて動議が提出されたが、その後右 い。後段議員定数の八分の一以上の者の賛成又は発議は、 法第百十二条の議案の撤回をする場合は、賛成者全員の同意を要するか。ま 議案の提出又は発

### 議員の提案と法第二百三十九条の四との関係 (法二三九の四)

(各都道府県総務部長宛/昭和三一、九、二八 行政課長通知のうち。自丁行発第八二号

問 法第二百三十九条の四の規定は、議員の提案する事項については、この制限

答 お見込のとおりであるが、本条の趣旨を尊重して運営されるべきものと考え

#### 議員提出議案と予算措置 (法二一三)

(呉市議会事務局長宛)(昭和二五、三、一八 行政課長回答/

問 百十二条第一項の趣旨に反するためとされているが、市長が予算措置不可能と 長に当然に必要な予算案を議会に提出する議務はないとされ、その理由は法第 予算措置を必要とする議員提出議案が可決された場合、従来の行政実例は市

> に付することができるのであるから、市長は同規定により再議に 付 さな い以 認める場合は法第百七十六条第一項又は法第百十七条第一項の規定により再議 上、予算措置を講ずる義務があると解するがどうか。

務に関する場合を除いて一般的には長は予算提出義務を負わない。 当該団体の条例が制定公布された場合及び当該事件が当該地方公共団体の

### 予算を伴う条例の議会の提案又は修正 (法二三九条の四)

(栃木県総務部長宛) 行政課長回答)自丁行発第一五九号)

議会が予算を伴う条例の提案又は修正を行い、それを議決することは

違法であるかどうか。

問一

前項の場合、知事はそれに応ずる予算上の措置を講ずべき義務を負うもの 違法でないとすれば、不当であるかどうか。

答一 第二百三十九条の四第一項の規定の趣旨に則つて、予め長との連絡を図つて 財源の見透等意見の調整をすることが適当である。 議会が予算を伴うような条例その他の案件を提出する場合においても、

一により承知されたい。

○第三回アジア競技大会閉幕。

1

○道総務部長金丸三郎氏の後任柴田護氏(前自治庁財務課長)発令。

〇日・ソ定期航路開設の協定書調印

3 2

○炭労争議労使とも中労委あつせん案の応諾を決定

○副海駐米大使、米の輸入制限運動を米政府に抗議。

○最高裁、レツド・パージは無効と判決。

○第二回定例道議会開く。

○大蔵省、 ○日教組、第十七回定期大会開く。 三十三年度財政白書を発表。

6

〇三井砂川鉱でガス爆発、死者十、重傷一。 ○通産省、三十三年度の通商自書を発表。

○第二十九回特別国会開会。

10 9

○閣議で、内閣総辞職決定。

○日教組大会書記長選挙で紛糾し無期休会に入る。 ○道警札幌方面九署、街のダニ手入れ四十五人逮捕

○駐日ソ連大使にフエドレンコ氏決る。 〇道で本年三月末現在の本道住民登録入口を発表。 (五百二万二千十三人)

11

○衆院、正副議長、七常任委員長を選任。

○炭労、中山あつせん案を受諾。

12 ○衆参両院、首班に岸自民党総裁を指名

13 中山あつせん案を受諾し、炭労争議実質的解決。

○レバノンで反政府暴動 ○国鉄道支社、夏ダイヤを発表。

○イラン国王離日。

○仏国民議会ドゴール内閣を信任。

○貝殻島周辺でコンプ漁船五隻捕獲さる。 〇十勝地方一帯に降霜、豆類に相当の被害。

○ソ連、対米貿易書簡の内容を発表。

5

19

○赤城官房長官、日中問題について中共不承認を強調せず友好‐係を秘重ねる と言明

〇藤山外相、 赤城談話は個人の見解で静観の態度変えぬと語る。

○総評、三十四年度運動方針案を発表。 ○ソ連政府、日本外務省に覚書を送り、核兵器の日本領持込について警告。

○外務省、核持込みのソ連幣告は的はずれであると非公式見解を表明。 ○閣議で本年度も南極観測を行う方針を決定。

〇御母衣ダム生埋め四十五時間目に全員救出される。

20

〇社会党、全国書記長会議開く。 ○政府、日中関係で友好を積重ねて打開と見解を統一。

○ユーゴ政府、ハンガリー政府にナジ処刑を抗議。

23 22

〇農林省、六月一日現在の三麦の収獲予想高を発表、平年作下回る。

○皇太子来道。

〇阿蘇山大爆発、死者九人、行方不明四人、重軽傷ニ十八人出る。

○ソ連、米に覚書を送り核実験停止が前提でなければ専門家会議に参加しない

25 24

○道炭労スト突入。 〇政府、米価審議会に麦価を諮問

53

〇米、ビキニとエニウエトクで核爆発実験。

16 ○社会党、不況対策要綱を発表。

○タス通信、ア米大統領に送つた首脳会談問題に関するフ書簡の内容を発表。 〇日米、日英両原子力協定に調印。

〇特別国会再会、首相施政方針演説。

17

○日銀政策委十八日より公定歩合二厘引下げを決定

○各省政務次官決まる。

○第二回定例道議会終る。

18

〇米価、農林省原案決る。一万百六十六円 ○炭労争議九十日ぶりで正式妥結

○米、エニウエトクで又も核実験を行う。 ○道炭労争議終る。

〇本添田炭鉱生き埋め二十五名中二十二名七十時間目に救助される。 ○米価審議会米価を答申。(本年産米に限りパリテイ方式を採用) ○山梨県で農民千数百人水争で大乱斗。

○平事件控訴審騒乱罪有罪の判決。

28

27

○閣議で三十三年度産麦価決定。

《 標準売渡価格 裸麦 三類三等 大麦 二類三等

六六五 〇〇キ・ エロロエキロ

○閣議で最高裁判事に髙木常七氏、石坂修一氏を任命することに決定。

〇政府、生産者米価諮問案石当り一万三百二十三円にきめる。

○自民党道選出代議士会、知事候補に松浦周太郎氏を推すことに意見一致。

26

〇衆院文教委、管理職手当法案審議で大混乱。

○北教組、勤評反対で市町村単位に大会を開催。

○道農務部、六月十五日現在の農作物生育状況を発表。 ビートなどがやや遅れ、水稲、麦類は平年並

(豆類、トウモロコシ、

○自然公園審議会、大沼、網走道立公園を国定公園に指定することを答申。

○米価審議会三十三年度麦価を答申。

○米軍機ソ連領を侵犯乗員九人逮捕。

〇米、エニウエトクで二回にわたり核実験を行う。 ○ソ連専問家会議で米に会議の目的は核実験禁止であるとの覚書を送る。

○九州木添田炭鉱で出水事故二十五人が絶望視。 ○札幌調達局、道に真駒内米軍キヤンプ来月二十五日に返還を通達。

昭和三十三年七月二十日発行

北 海 道議 会 時 報 (第十卷第七号)

北海道議会事務局調査課

集

発

北

海

道

議

会 事 務 局